

第2次 川崎町 環境基本計画

2023 2032
令和5年度 ▶▶▶ 令和14年度



人と環境、歴史と自然、
現在と未来をつなぐまち かわさき

ReBorn!
KAWASAKIMACHI

人を育み、町を創る。
10年先も住み続けたい町へ



はじめに

近年、社会情勢や本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

人口においては少子高齢化が進み、人口予測でも減少傾向にあります。年少人口・生産年齢人口は減少し、老年人口は増加傾向となっています。

温室効果ガスの発生などにより平均気温が上昇する地球温暖化に加え、気候変動では大雨、台風等による被害、そして農作物や生態系への影響や自然及び人間社会に影響を与えています。

これらの課題を解決するため、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発目標 SDGs」が採択され、気候変動に適応する対策や森林・水の豊かさの保全、生態系の保護などが目標に掲げられました。

また、令和 2 (2020)年の新型コロナウイルス感染症の拡大によるパンデミックは地球規模の課題であり、経済や社会はもちろん環境分野にも大きな影響を及ぼしています。

こうした状況を踏まえ、「第 2 次川崎町環境基本計画」では SDGs の考え方を取り入れ、めざす環境像にむけた 5 つの目標達成のための施策、取組を策定しております。各主体の具体的な取組を定め、環境目標を実現するために指標を設定し、進捗状況を確認してまいります。

本計画を実現するためには、町民、事業者、町との幅広い連携や協働により、取り組むことが重要です。

なお、将来的には「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、住民アンケート調査や事業者アンケート調査で貴重なご意見やご提言をいただきました皆さまをはじめ、審議会の委員の皆さま、環境基本計画策定委員会の皆さま、そして本計画の策定に携わっていただきましたすべての皆さまに心から感謝を申し上げます。



川崎町長 原口 正弘

目次

第1章 計画策定の趣旨と背景	1
1 趣旨と背景.....	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象範囲	4
5 第1次計画の評価.....	5
第2章 川崎町の現況	8
1 川崎町の概況	8
2 自然環境・生活環境に係る状況	12
3 資源循環に係る課題	22
4 地球温暖化.....	24
第3章 町民・事業者の意識	26
1 町民	26
2 事業者.....	28
第4章 計画の目標	29
1 川崎町のめざす環境像.....	29
2 計画の体系（目標と施策目的）	30
第5章 基本目標を達成するための施策	32
1 豊かな自然を守り共生する.....	32
2 快適で住みやすいまちづくり	39
3 歴史・文化を未来につなぐ.....	46
4 持続可能なまちづくり	52
5 みんなでつくる環境にやさしい社会	57
第6章 計画の推進	62
1 進行管理（計画の推進方策の考え方）	62
2 計画の推進体制（組織と役割）	63
3 年次報告書の作成及び発表(計画の進捗状況の公表).....	64

第7章 資料編	65
1 条例	65
2 川崎町環境保全審議会 委員名簿	68
3 計画の策定経緯	69
4 環境に関する町民アンケート調査結果	70
5 用語集	92

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 趣旨と背景

川崎町では、多様な環境問題に対応するため、平成 20(2008)年 10 月に「自然にやさしい地域づくりのための川崎町環境保全条例」を制定し、その基本理念に基づき、平成 23(2011)年 3 月に「川崎町環境基本計画」を策定しました。

川崎町環境基本計画の策定以降、我が国の環境を取り巻く社会情勢は更なる変化が生じています。特に平成 27(2015)年 12 月の COP21¹でのパリ協定の採択及び平成 28(2016)年 11 月の発効により、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル²）を達成することを目指すことが定められ、我が国においても、令和 12(2030)年の温室効果ガス目標について平成 25(2013)年度比 46%削減を日本政府が表明するなど、地球温暖化対策の更なる目標に向けた取組が求められています。

さらに、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、平成 28(2016)年～令和 12(2030)年までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されました。これを受けて、我が国においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取組を推進するようになりました。

このような背景の中で、川崎町のこれからのまちづくりが、我が国の持続可能な社会の実現に資するものとなり、次世代の町民まで見据えた誰しものが快適に暮らせる川崎町となることを念頭に、令和 5(2023)年 3 月に第 2 次川崎町環境基本計画を策定するものとします。

¹ COP21：COP(Conference Of Parties)とは国連気候変動枠組み条約締約国による地球温暖化の対策を講じるための会議である。COP21 はフランス・パリで開かれた 21 回目の会議で、2020 年以降の地球温暖化対策としてパリ協定が採択された。

² カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体として差し引きゼロにする取組のこと。

世界と日本の主な出来事

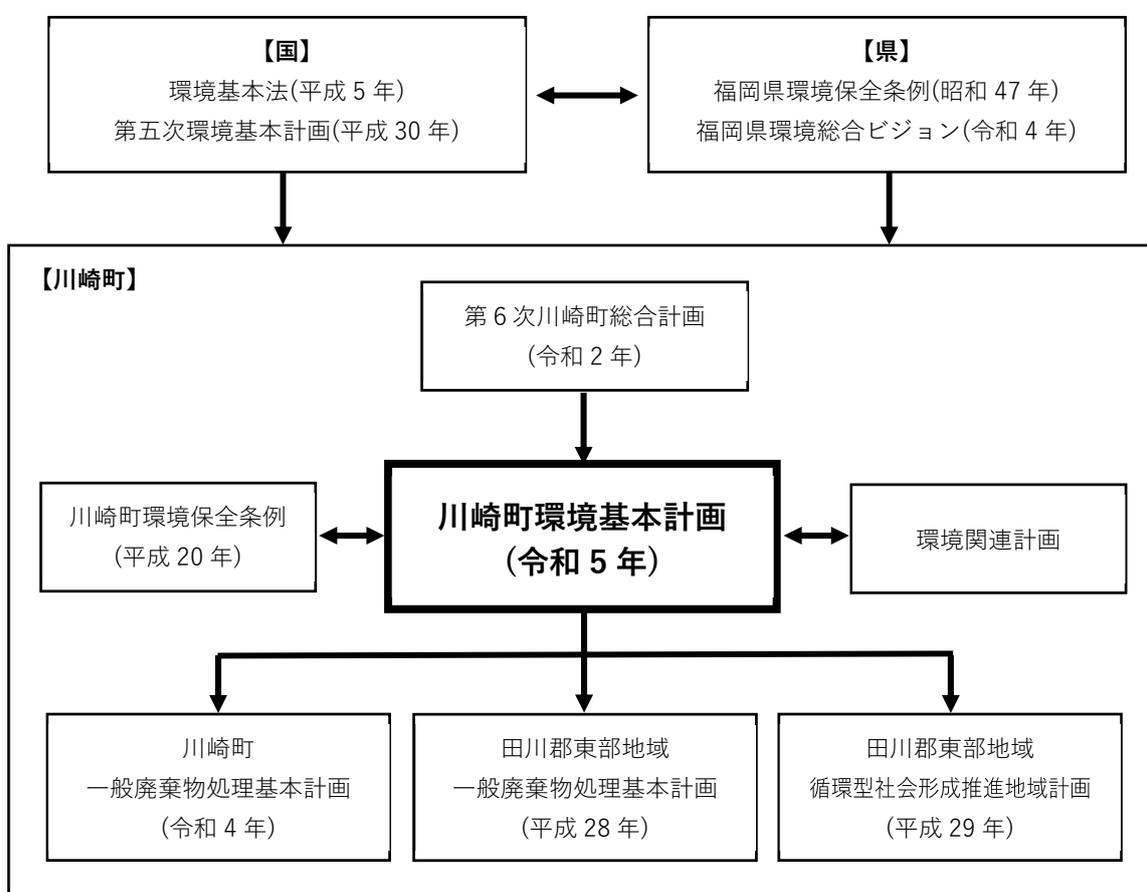
年	世界と日本の主な出来事
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連持続可能な開発会議（リオ＋20） ・ 第四次環境基本計画閣議決定（環境省） ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 ・ 「再生可能エネルギー固定買取価格制度(FIT)」の開始
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・ 2020 年に向けた我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標(2020 年の温室効果ガス削減目標を 2005 年比で 3.8%減とする)を表明
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次エネルギー基本計画閣議決定
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「長期エネルギー需給見通し」を発表 ・ COP21 でパリ協定（地球温暖化のための新たな枠組み）採択 ・ 国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択 ・ 日本の約束草案（2020 年以降の温室効果ガス削減目標）を国連へ提出 ・ 「気候変動の影響への適応計画」の策定
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力の小売全面自由化 ・ パリ協定発効 ・ 「地球温暖化対策計画」閣議決定(2030 年に 2013 年比 26%削減) ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行 ・ 「エネルギー供給構造高度化法」の告示改正 (2030 年度の非化石電源比率 44%)
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第五次環境基本計画」の閣議決定（環境省） (環境・経済・社会の総合的向上) ・ 「気候変動適応法」の公布 ・ 「気候変動適応計画」の閣議決定
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 次エネルギー基本計画閣議決定 ・ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2050 年カーボンニュートラル宣言」等を踏まえた地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正案閣議決定 ・ 地球温暖化対策推進本部で、日本の 2030 年度における温室効果ガス削減目標を引き上げると発表、2030 年度の排出量を 2013 年度比で 46%削減する

2 計画の位置付け

本計画は、「自然にやさしい地域づくりのための川崎町環境保全条例」第7条に基づき、本町の環境行政に関する目標及び施策の方向を定め、推進するための基本的な事項を定めるものです。

また、「第6次川崎町総合計画」を上位計画とし、町における環境行政の根幹として各施策や各分野の個別計画と整合性を図り、本町の環境保全に関する各種施策を推進していくための基本的な方向性を示すものとなっています。

計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の計画期間は、「第6次川崎町総合計画」の期間を勘案し、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

このうち、前期計画期間の令和9(2027)年度を目途に、関連する計画の改定や社会情勢の変化等を踏まえた計画の見直しを行うものとします（前期期間：令和5(2023)年度～令和9(2027)年度、後期期間：令和10(2028)年度～令和14(2032)年度）。

計画の期間

年 度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
第2次川崎町 環境基本計画				→									
				→ 前期：5年					→ 後期：5年				
第6次 川崎町 総合計画	→												
	→ 前期：5年					→ 後期：5年							

4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は町内全域とし、対象とする環境は次のとおりです。

対象とする環境の範囲

区 分	対象とする環境
自然環境	地形・地質、生態系（動植物）、自然とのふれあい
生活環境	大気、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、化学物質、廃棄物
社会環境	まちの景観、公園、歴史的文化遺産・遺跡
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨
環境教育及び 環境保全活動	学校、社会、事業所における環境教育、環境保全活動、環境情報の整備及び提供

5 第1次計画の評価

環境基本計画を更新するにあたって、令和4(2022)年度に町民、事業者を対象に、環境に関する満足度や取組状況などについて意識調査を実施しました。

この調査結果より第1次計画に対する評価を行いました。

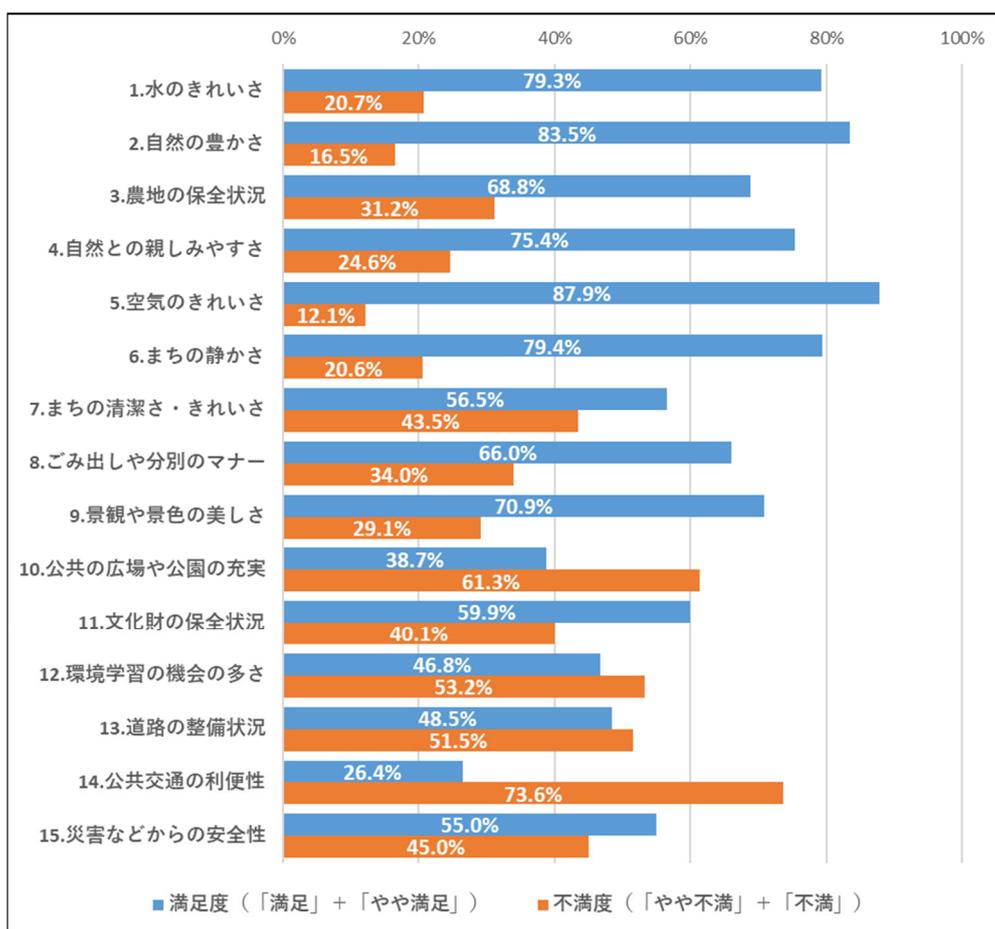
(1) 町民の意識調査による評価

① 環境に対する満足度（町民アンケート）

- ・環境に対する質問について多くの項目で満足度>不満度の傾向となっています。
- ・満足度が最も高かったのは、「空気のきれいさ」、次いで「自然の豊かさ」であり、両方とも満足度が8割を超えています。
- ・一方、満足度を不満度が上回っていたものは、「公共の広場や公園の充実」、「環境学習の機会の多さ」、「道路の整備状況」、「公共交通の利便性」の4項目あります。
- ・特に「公共交通の利便性」は不満度が7割を超えています。
- ・自由記述では、「ごみ」、「道路整備」、「汚れ・悪臭」、「雑草」、「交通の便」、「公園・広場」などに関する意見が多く挙がっています。

満足度が低い項目については、増加させるための取組を推進していく必要があります。

環境に対する満足度（町民アンケート）

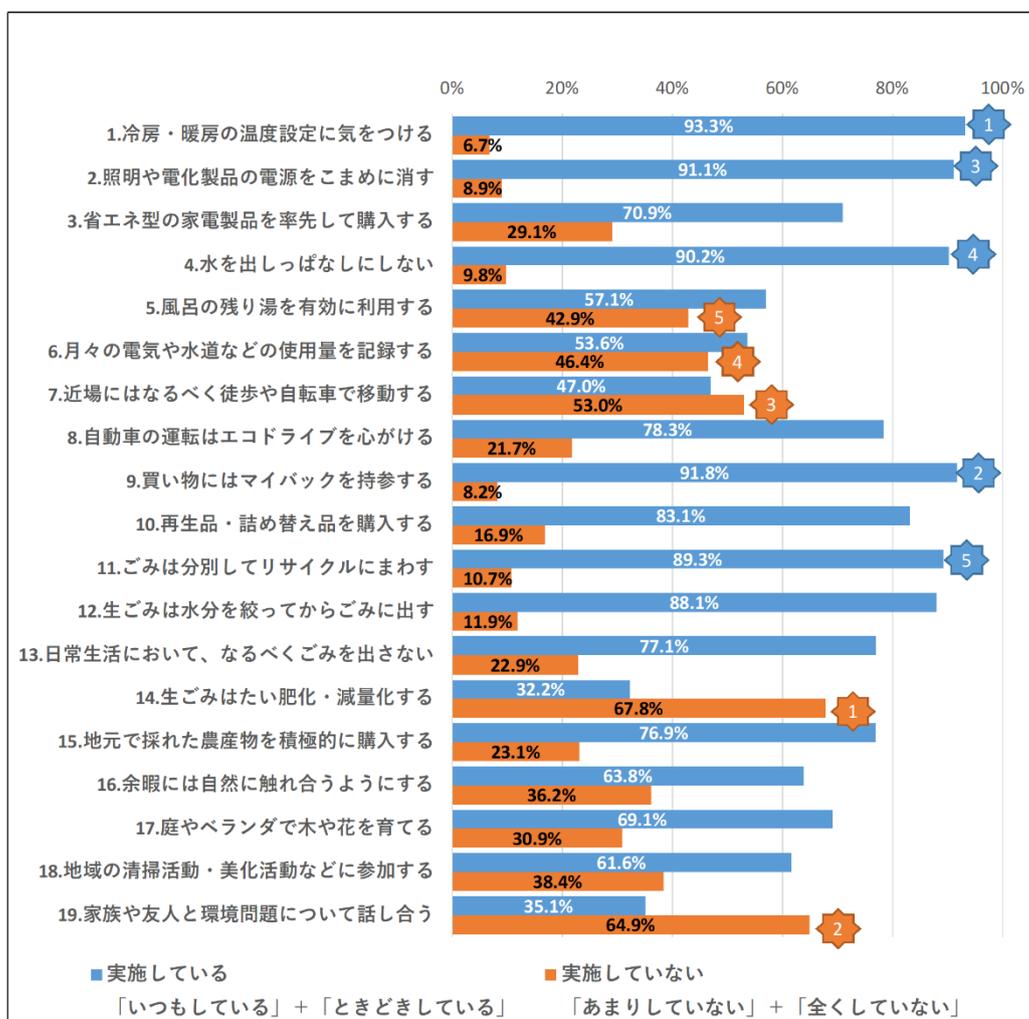


② 日常生活での取り組み状況（町民アンケート）

- ・日常生活での取り組みについてほとんどの項目で実施している傾向となっています。
- ・最も多くの町民が実施している取り組みは、「冷房・暖房の温度設定に気をつける」で、次いで「買い物にはマイバックを持参する」、「照明や電化製品の電源をこまめに消す」、「水を出しっぱなしにしない」となっており、どれも9割以上です。
- ・一方、実践していない割合が高かったのは、「生ごみは堆肥化・減量化する」、「家族や友人と環境問題話し合う」、「近場にはなるべく徒歩や自転車で移動する」で5割を超えています。

実施状況が低い取り組みについては推進していく必要があります。

日常生活での取組状況（町民アンケート）



(2) 事業者の意識調査による評価

- ・環境保全への取り組みについてあまり実施されていない傾向となっています。
- ・事業者が実施している取り組みは「分別によるリサイクル」が多く、次いで「低公害車の導入」「エコドライブの推進」「事業所内の緑化」「景観への配慮」となっています。
- ・一方、実践していない割合が高かったのは、「自然エネルギーの導入」「温室効果ガスの排出抑制」で、次いで「環境に関する具体的な行動計画の作成」「環境マネジメントシステムの取得」「環境保全に関する従業員研修の実施」「事務所内の環境担当者の配置」となっています。

実践されていない取り組みについて、今後推進していく必要があります。

第2章 川崎町の現況

1 川崎町の概況

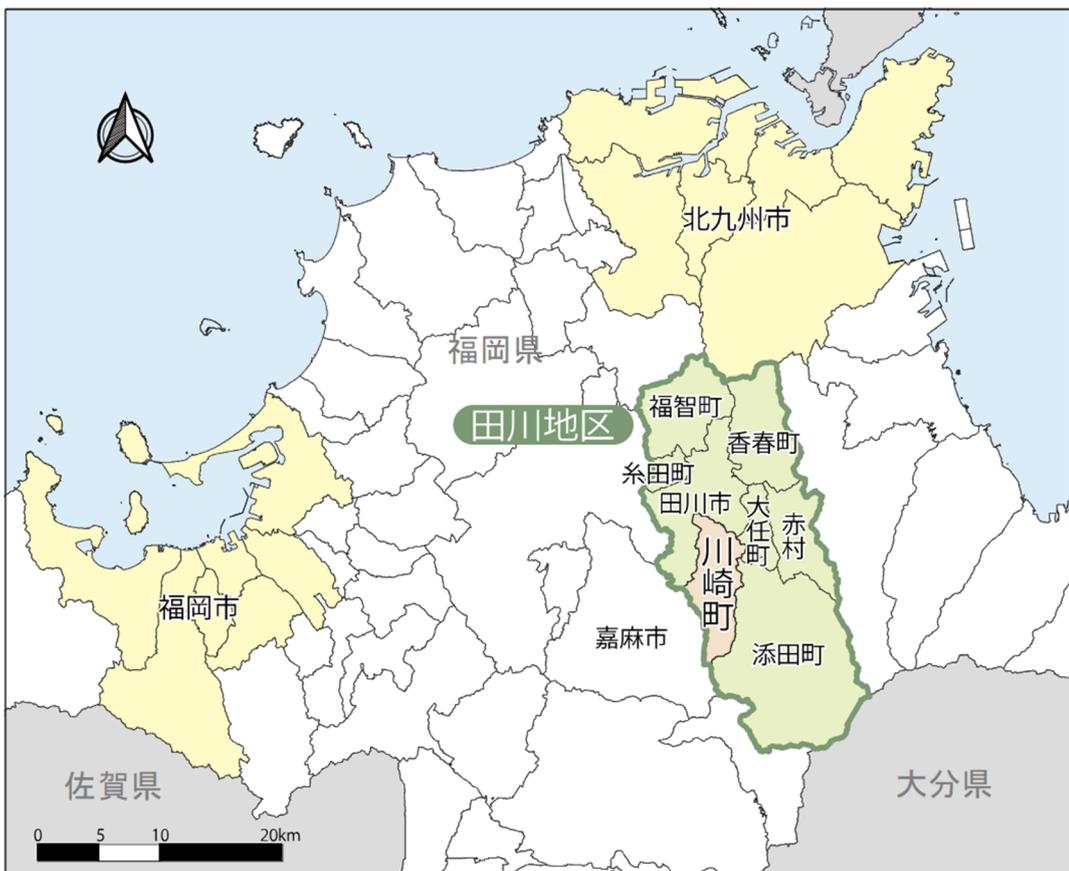
(1) 位置・地勢

本町は福岡市と北九州市のほぼ中間にある筑豊地域（田川地区）の中で、やや南寄りに位置し、東西 4.9km、南北 12.6km、総面積 36.14km²の南北に長い地形で、北は田川市、東は大任町・添田町、南は嘉麻市に接しており、四方を山で囲まれた盆地の中に位置しています。気候は九州北部の内陸型気候の特徴を持ち、気温は年平均 16.0 度、年間降水量 1,705mm となっており、風水害も少なく、みどり豊かな自然に恵まれています。

本町の地勢は、南部を中心とする山麓地帯と中元寺川流域からなる中部、北部地域に大別されます。南部は豊かな森林資源を有し、農地と住宅地が点在しています。北部は国道 322 号バイパス周辺に誘致企業が進出するなど、商業地域として開発されています。

公共交通機関は、JR 日田彦山線が通っており、「JR 豊前川崎駅」と「JR 池尻駅」があります。西鉄バスも添田線が通っており、田川市（後藤寺）から添田町に至っています。

川崎町の位置



(2)人口

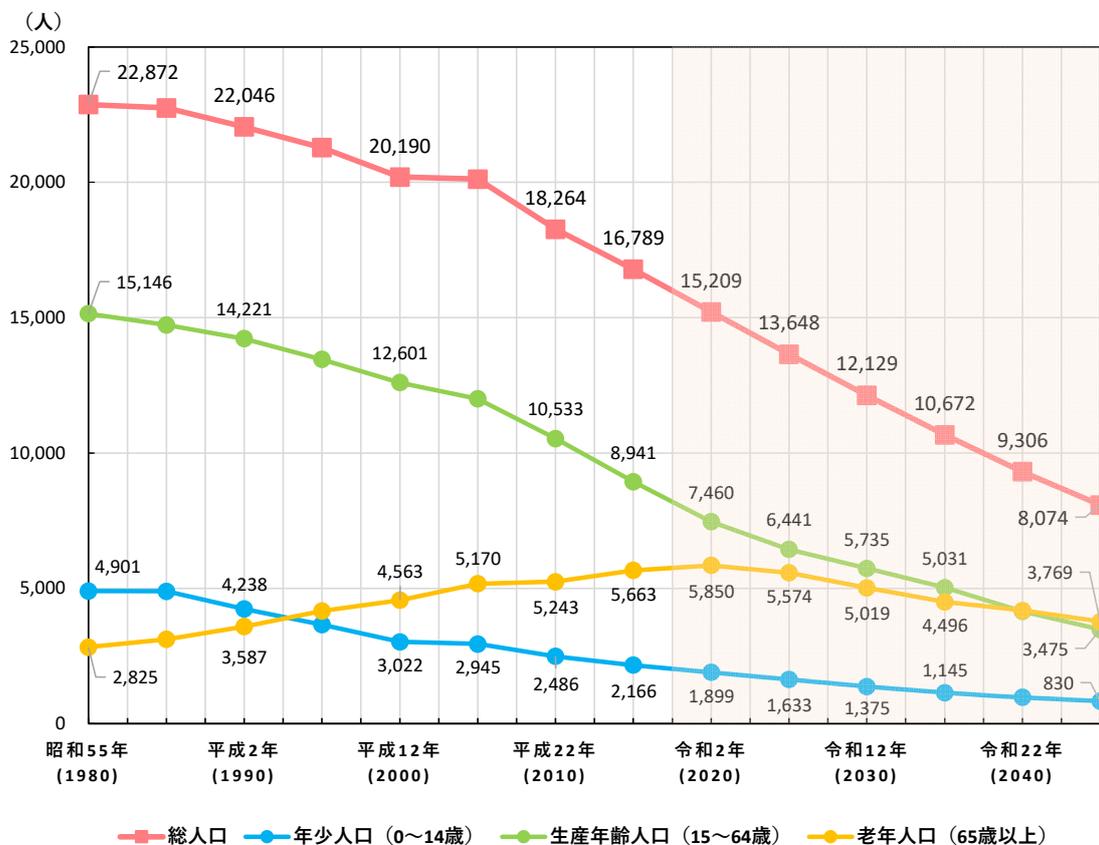
本町の人口は、昭和 55(1980)年の国勢調査時の 22,872 人から減少傾向で推移し、平成 27(2015)年には、16,789 人となり、昭和 55(1980)年から平成 27(2015)年の 35 年間で人口が 25%以上減少しています。

年少人口・生産年齢人口は減少し、老年人口は増加傾向となっています。平成 27(2015)年と平成 22(2010)年の人口を比べてみると、年少人口は 12.9%、生産年齢人口は 15.1% 減少しています。一方、老年人口は 8.0%増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、老年人口は令和 2(2020)年をピークに減少に転じると推測されています。なお、令和 7(2025)年には老年人口割合が 40.8%に上昇し、生産年齢人口割合が 47.2%に低下することから、老年人口 1 人を生産年齢人口 1.15 人で支えることになります。

高齢化や人口減少が進行し、地域活力の低下が課題となっています。そのため、交流人口や移住者の増加を図り、持続可能なまちづくりをしていく必要があります。

年齢 3 区分別人口の推移と将来推計



出典：実測値(昭和 55 年～平成 27 年)総務省

推計値(令和 2 年～令和 27 年)国立社会保障・人口問題研究所

(3) 土地利用

令和 3(2021)年の総土地面積は約 36 km²、そのうち耕地面積は約 4 km²で耕作面積比率は 11%です。耕地面積は年々減少しており、平成 22(2010)年と比較すると、0.8 km²減少しています。

また、町内民有林の森林面積は 17.62 km²で、総面積の 49%を占めています。

(4) 河川

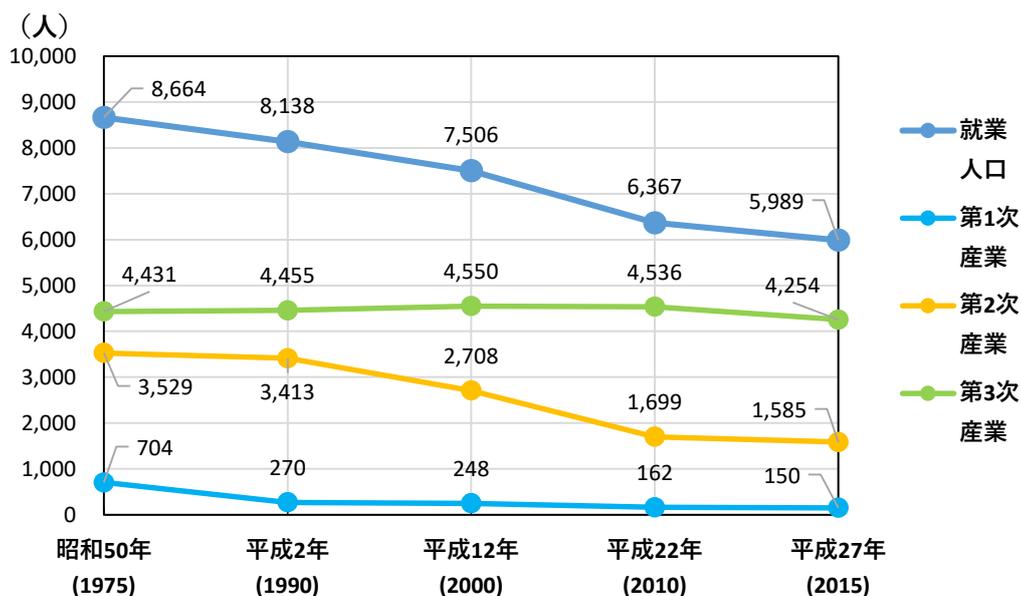
中元寺川は添田町上中元寺付近を源とし北流、川崎町を南北に貫流し、下真崎付近で安宅川と合流、更に鮎返りで木城川と、池尻付近で櫛毛川と合流、最終的に英彦山川と合流後遠賀川に注ぎ込む、総延長およそ 26km の一級河川です。その他筒丸川、奥殿川、田代川、黒木川、荒平川、米田川、島廻川、奥谷川、号四郎川、土田川、櫛毛川などの普通河川があります。また、小松ヶ池や六郎池をはじめとする農業用ため池が古くから灌漑に利用されています。

(5) 産業

平成 12(2000)年には 7,506 人だった就業人口は、平成 27(2015)年には 5,989 人となっており、15 年間で約 2 割の減少がみられます。

特に農業については、現在の経営者の高齢化に加え、新規就農者が少なく、今後も減少していくことが見込まれており、農業の担い手の確保が課題となっています。

産業別就業人口の推移 (人)



(単位：人、%)

	昭和50年 (1975)		平成2年 (1990)		平成12年 (2000)		平成22年 (2010)		平成27年 (2015)	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
就業人口	8,664	100%	8,138	100%	7,506	100%	6,367	100%	5,989	100%
第1次産業	704	8%	270	3%	248	3%	162	3%	150	3%
第2次産業	3,529	41%	3,413	42%	2,708	36%	1,699	27%	1,585	26%
第3次産業	4,431	51%	4,455	55%	4,550	61%	4,536	71%	4,254	71%

出典：国勢調査

第1次産業／農業、林業、漁業

第2次産業／鉱業、建設業、製造業

第3次産業／電気、ガス、熱供給、水道業、運輸・通信業、卸売・小売・飲食店業、金融・保険業、不動産業、サービス業等

2 自然環境・生活環境に係る状況

(1) 動物の状況

川崎町の動物ではニホンジカやイノシシの増加が目立ち、両生類では中元寺川にカスミサンショウウオの生息情報があり、町内にはシュレーゲルアオガエルが生息しており、まれにトノサマガエルも見ることができます。中元寺川や安宅川では、絶滅危惧種のスナヤツメやアカザが生息しています。

福岡県レッドデータブック³に記載されている動物で、川崎町において生息が確認されている種は以下のとおりです。

川崎町の希少野生動物種

分類	和名	目名	カテゴリー
鳥類	オシドリ	カモ目	準絶滅危惧
	ツミ	タカ目	絶滅危惧Ⅱ類
両生類	カスミサンショウウオ	有尾目	絶滅危惧Ⅱ類
	トノサマガエル	無尾目	絶滅危惧ⅠB類
魚類	オンガスジシマドジョウ	コイ目	絶滅危惧ⅠB類
	ニホンウナギ	ウナギ目	絶滅危惧ⅠB類
昆虫類	キイトンボ	トンボ目	準絶滅危惧
	ケスジドロムシ	コウチュウ目	準絶滅危惧

絶滅	我が国ですでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ 存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

出典：福岡県の希少野生動植物（福岡県RDB2011、2014）



オシドリ



ニホンウナギ

³ 福岡県レッドデータブック：福岡県内を対象とし、絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記述したもの。

(2) 植生の状況

本町は最も標高の高い戸谷ヶ岳でも 712m しかなく、全域が温暖帯気候区に属しています。森林は戸谷ヶ岳をはじめ、嘉麻市と境をなす 600m 級の山々がすべてスギやヒノキの人工林であるため、本来の自然植生をこれらの山地にみることはできません。それ以外の山地、丘陵地でもほとんど人工林であり、川崎町は森林面積が広いものの、自然林の占める割合はごく少ないものとなっています。

自然林は小峠地区の荒曾（標高 487.5m）の西側斜面にあるシイの二次林が最も規模が大きく、この林の中には、モクレン科のコブシに似たタムシバが多数生育しているのが特徴です。その他外木城、内木城、上真崎、下真崎、古屋敷ではシイにヒノキが混ざっています。大ヶ原は畑地、果樹園、養鶏、酪農など多様な土地利用が行われていますが、コナラ群落やセイタカアワダチソウを中心とした荒地雑草群落も見られます。

貴重な種としては福岡県レッドデータブックに記載されているイヌノフグリ、コウホネが確認され、また天然記念物に指定されている植物には光蓮寺のボダイジュなど 6 件あります。

川崎町の希少野生植物種

分類	和名	カテゴリー
維管束植物	イヌノフグリ	絶滅危惧 IB 類
	コウホネ	絶滅危惧 II 類

絶滅	我が国ですでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ 存続している種
絶滅危惧 I 類	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧 I A 類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧 I B 類	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧 II 類	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

出典：福岡県の希少野生動植物（福岡県RDB2011）

川崎町の貴重な植物（天然記念物）

名称	指定区分	指定年月日
光蓮寺のボダイジュ	福岡県天然記念物	昭和39年5月7日
黒木のケンポナシ	町指定天然記念物	平成13年5月16日
木城のフジノキ	町指定天然記念物	平成26年6月3日
観音堂のクロガネモチ	町指定天然記念物	平成26年6月3日
観音堂のイチイガシ	町指定天然記念物	平成26年6月3日
中元寺川のネコヤナギ群	町指定天然記念物	平成27年4月1日

(3) 特定外来生物の状況

外来種⁴とは、もともとその地域におらず、人間活動により自然分布域を越えて入ってきた生物のことを指します。外来種の中でも、生態系、農林水産業、人の生活や身体等に被害を与える種を「侵略的外来種⁵」といい、このうち「外来生物法⁶」によって飼育や栽培などが規制されているものを特定外来生物⁷とといいます。福岡県では「侵略的外来種防除マニュアル 2021」を作成し、特に対策の優先度が高いと評価された重点対策外来種 20種を対象に、予防的かつ総合的な対策に取り組むこととしています。川崎町では重点対策外来種としてアライグマ、ウシガエルが確認されています。

福岡県で確認情報のある特定外来生物

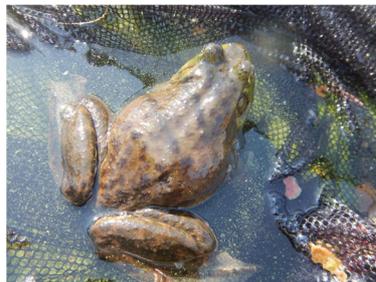
分類	種類
哺乳類	アライグマ
鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス(ブラックバス)、ブルーギル、カダヤシ、アリゲーターガー、スポテットガー
クモ・サソリ類	セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ
昆虫類	ヒアリ、アカカミアリ、ハヤトゲフシアリ、ツマアカスズメバチ
植物	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキグサ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ

出典：福岡県庁ホームページ

川崎町で確認されている重点対策外来生物



アライグマ



ウシガエル

⁴ 外来種：外来生物とは、もともとその地域に生息しておらず、人間活動により自然分布域（その生物が本来もっている能力で移動できる範囲に定まる地域）を越えて入ってきた生物のことを指す。

⁵ 侵略的外来種：外来種の中でも、生態系、農林水産業、人の生活や身体等に被害を与える外来種のこと。

⁶ 外来生物法：侵略的外来種に対応するため、平成 17 年に「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」が施行された。この法律では、外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

⁷ 特定外来生物：過去、現在の分布域から、人為的に域外に導入されて、そこで野生化した動物・植物をはじめ、すべての生物(外来生物)のうち、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのある生物のこと。

(4) 大気質、騒音の状況

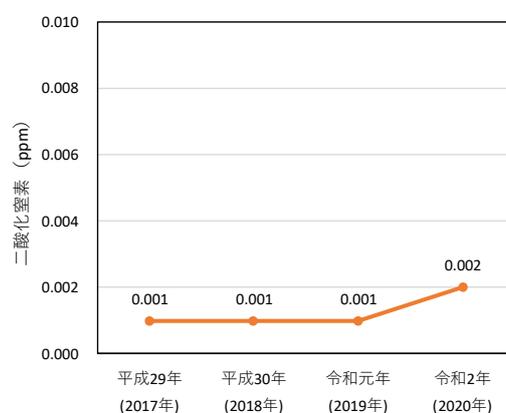
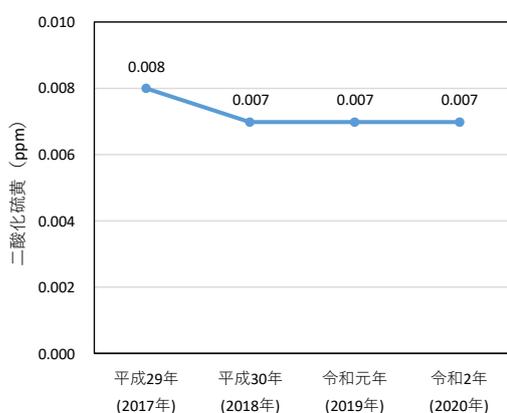
川崎町には大気環境の状況を把握するための一般環境大気測定局⁸が設置されていますが、近隣市（田川市）に測定局があります。

この測定局の二酸化硫黄⁹や二酸化窒素¹⁰の結果をみると、いずれも経年的に環境基準である二酸化硫黄 0.04ppm 以下、二酸化窒素 0.06ppm 以下を満たしています。

顕著な大気汚染は認められず、本町も良好な大気が維持されているものと考えられます。

騒音・振動調査については、福岡県の調査では川崎町では実施されていません。

二酸化硫黄および二酸化窒素の推移



測定局	調査年	二酸化硫黄 (ppm)	環境基準 (ppm)
田川	平成29年(2017年)	0.008	0.04
	平成30年(2018年)	0.007	0.04
	令和元年(2019年)	0.007	0.04
	令和2年(2020年)	0.007	0.04

測定局	調査年	二酸化窒素 (ppm)	環境基準 (ppm)
田川	平成29年(2017年)	0.001	0.06
	平成30年(2018年)	0.001	0.06
	令和元年(2019年)	0.001	0.06
	令和2年(2020年)	0.002	0.06

測定地点：田川市大字弓削田 2838(旧船尾小学校跡地内)

⁸ 一般環境大気測定局：一般環境大気測定局は、大気汚染防止法第 22 条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局で、全国に設置されている。

⁹ 二酸化硫黄（SO₂）：硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質。主要な大気汚染物質のひとつであり、NO_x とともに酸性雨の原因物質である。

¹⁰ 二酸化窒素（NO₂）：窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質である。

また、近隣の田川市弓削田において福岡県により実施されたダイオキシン類¹¹の調査結果はいずれも環境基準を満たしています。

有害化学物質（ダイオキシン類）（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点		平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)		平成30年 (2018)
		7/23~7/30	1/23~1/30	7/21~7/28	2/9~2/16	7/25~8/1	1/16~1/23
田川市	弓削田	0.011	0.013	0.022	0.011	0.010	0.024

光化学オキシダント（Ox 年間値）

測定局	調査年	昼間の 測定日数	昼間の 測定時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高1時間値 の年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
田川	平成28年 (2016年)	357	5306	0.037	103	542	0	0	0.105	0.053
	平成29年 (2017年)	365	5453	0.037	102	622	0	0	0.114	0.052
	平成30年 (2018年)	365	5461	0.036	95	559	0	0	0.106	0.052
	令和元年 (2019年)	366	5473	0.030	53	284	0	0	0.012	0.045
	令和2年 (2020年)	365	5461	0.036	83	464	0	0	0.094	0.050

微小粒子状物質(PM2.5)

測定局	調査年	有効測定 日数	年平均値	日平均値の 年間 98%値	日平均値が35 μ g/m ³ を 超えた日数とその割合	
		(日)	(μ g/m ³)	(μ g/m ³)	(日)	(%)
田川	平成28年 (2016年)	363	15.4	28.9	1	0.3
	平成29年 (2017年)	357	14.8	29.5	2	0.6
	平成30年 (2018年)	363	14.0	31.6	3	0.8
	令和元年 (2019年)	362	12.9	28.3	0	0
	令和2年 (2020年)	360	12.6	30.7	5	1.4

測定地点：田川市大字弓削田2838 旧船尾小学校跡地内

出典：福岡県 行政資料 公害関係測定結果（平成30年度版）

¹¹ ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナ PCB）の3種類の総称で、「人間が作り出した最強・最悪の毒物」ともいわれ、催奇形性・発がん性のほか、免疫異常、内臓障害を起こす。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

(5) 水質の状況

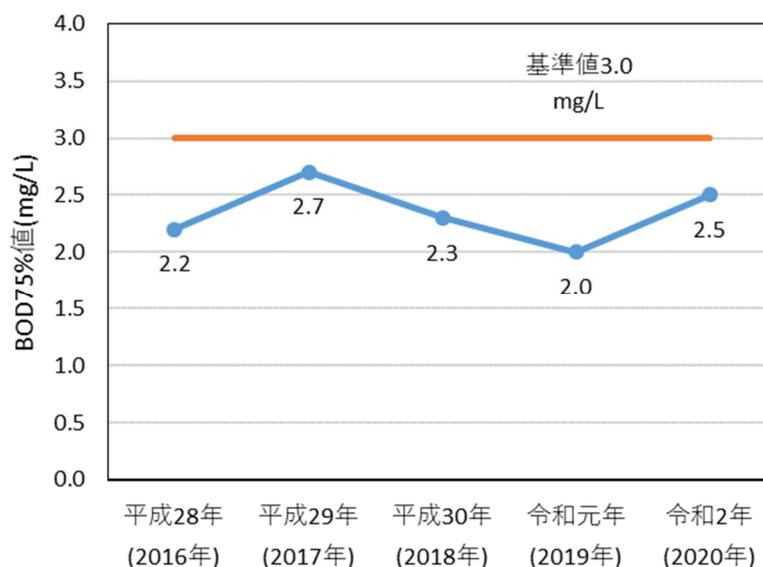
川崎町の河川は安宅川、櫛毛川が本流の中元寺川に合流し、彦山川を経て遠賀川へと続いています。

福岡県が測定している中元寺川上流の三ヶ瀬橋地点の検査結果（BOD75%値¹²）は、近年は基準値 3.0 mg/L 以下を満たしています。

水質調査地点（中元寺川 三ヶ瀬橋）



BOD75%値の推移



出典：福岡県 行政資料 公害関係測定結果（令和3年度版）

¹² BOD75%値：BODとは生物化学的酸素要求量で、水中の有機物を酸化分解するために微生物が必要とする酸素量をいい、水質汚染度合いを示す指標の1つである。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを表す。年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値としている。なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、この75%値を用いる。

令和 2(2020)年度における生活排水の排出状況は、し尿 9,880kl、浄化槽汚泥 8,474kl の合計 18,354kl です。

処理形態別内訳は、合併処理浄化率が 33%、合併処理浄化槽人口 5,330 人であり、令和 2(2020)年度中に設置された浄化槽は合併浄化槽 23 基となっています。なお、現在の単独浄化槽基数は 513 基となっています。

生活排水の排出状況

(単位：kl)

	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
令和元年 (2019年)	9,797	8,260	18,057
令和2年 (2020年)	9,880	8,474	18,354

生活排水の処理形態別内訳

処理形態別	人口 (人)	設置基数 (令和 2 年 3 月末)
1 計画処理区域内人口 (令和3年3月末日人口)	16,130	
2 水洗化・生活雑排水処理人口	5,330	
(1) コミュニティ・プラント	0	
(2) 合併処理浄化槽	5,330	851
(3) 下水道	0	
(4) 農業集落排水施設	0	
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,919	513
4 非水洗化人口	8,881	
5 計画処理区域外人口	0	

出典：令和4年度川崎町一般廃棄物処理実施計画（令和 4 年 3 月）

(6) 土壌汚染の状況

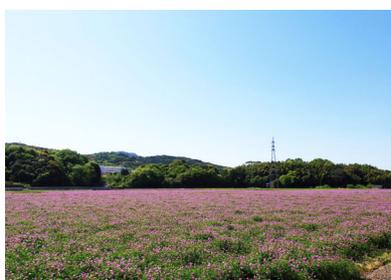
川崎町内での令和 4(2022)年 8 月現在において、土壌汚染対策法¹³に基づく、「要措置区域」及び「形質変更時届出区域」の指定はありません。

資料：福岡県（要措置区域及び形質変更時届出区域の指定状況）

(7) 社会環境の状況（景観、文化財）

① 景観

本町は盆地特有の寒暖差を活かし果物や野菜の栽培、稲作が盛んです。樹園地、田園など自然にも恵まれています。



レンゲ畑



彼岸花群生地



大ヶ原の黄金桜



リンゴ園



小峠の棚田



安宅の滝



曼荼羅展望台



川崎町遠景

¹³ 土壌汚染対策法：土壌汚染の可能性が高い土地について、一定の機会を捉えて土壌の調査を実施すること、そして、その結果、土壌汚染が判明した場合には、適切な管理や措置を講じること等を定めている法律。土壌汚染対策法に基づく土壌調査の結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないときは、健康被害のおそれの有無により「要措置区域」又は「形質変更時届出区域」に指定し、公示する。

② 文化財

文化財については、室町時代の僧である雪舟が築庭したと伝えられている藤江氏魚樂園が、国指定文化財に指定されています。その他、県指定が3件及び本町にとって重要な文化財を町指定文化財として9件指定しています。

大切な文化財を守り伝えるために、川崎町では川崎町文化財保護条例（平成元年条例第213号）を定めています。この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第213号）及び福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、川崎町内に存在する文化財のうち本町にとって重要なものを大切に保存、活用することで川崎町民の文化的向上に役立つことを目的として制定されています。

この条例で文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物の4つに区分されており、川崎町文化財専門委員会で調査及び審議を行なっています。

【国指定文化財】

番号	指定区分	文化財の名称	指定年月日
1	名勝（庭園）	藤江氏魚樂園（荒平）	昭和53年9月18日

【県指定文化財】

番号	指定区分	文化財の名称	指定年月日
1	有形民俗文化財	輪蔵附経蔵（光蓮寺）	昭和38年1月16日
2	無形民俗文化財	川崎の杖楽（正八幡神社）	昭和51年4月24日
3	天然記念物	光蓮寺のボダイジュ（光蓮寺）	昭和39年5月7日

【町指定文化財】

番号	指定区分	文化財の名称	指定年月日
1	史跡	戸山原古墳1号墳（下真崎）	平成13年5月16日
2	天然記念物	黒木のケンポナシ（黒木）	平成13年5月16日
3	有形文化財	荒巻家文書（中田原）	平成19年5月8日
4	天然記念物	木城のフジノキ	平成26年3月3日
5	天然記念物	観音堂のクロガネモチ	平成26年3月3日
6	天然記念物	観音堂のイチイガシ	平成26年3月3日
7	天然記念物	中元寺川の甌穴群	平成27年4月1日
8	天然記念物	中元寺川のネコヤナギ群	平成27年4月1日
9	有形文化財	藤江家文書	令和元年5月14日



藤江氏魚楽園



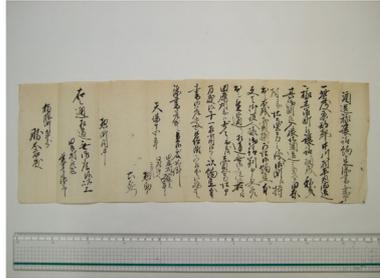
光蓮寺の輪蔵附経蔵



正八幡神社の杖楽



光蓮寺のボダイジュ



荒巻家文書



戸山原古墳 1号墳



中元寺川の甌穴群
中元寺川のネコヤナギ群



黒木のケンボナシ



木城のフジノキ



観音堂のクロガネモチ



観音堂のイチイガシ

3 資源循環に係る課題

(1) 循環型社会

① 廃棄物

大量消費、大量廃棄型のライフスタイルが定着しておりますが、分別収集の推進等により本町におけるごみの排出量は平成16(2004)年をピークに年々減少傾向にあります。

ただし、廃棄物の種類も多様化が進んだことにより、廃棄物及びその処理に伴う化学物質の影響も懸念されています。

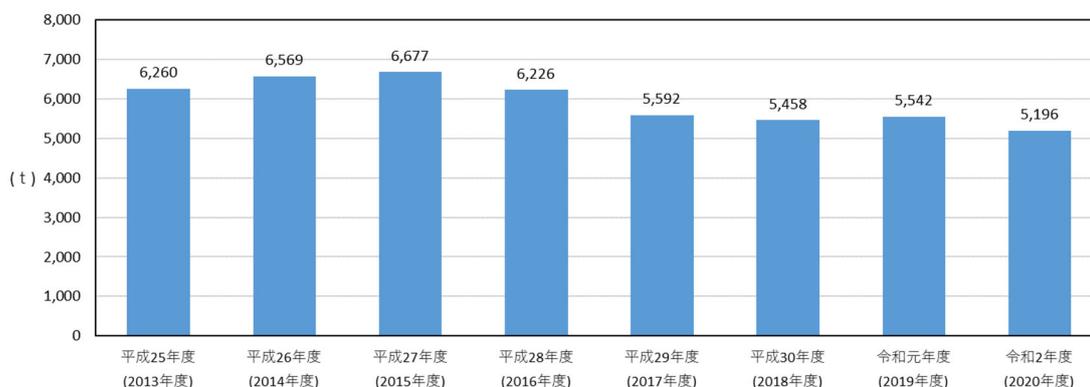
このため、廃棄物の適正処理を行うとともに、発生量の抑制を基本とした再資源化等のシステムを確立し、循環型社会¹⁴を実現することが必要となっています。

② ごみ排出量とリサイクル率

川崎町の令和2(2020)年度におけるごみ収集量は5,799 tで、内訳は可燃ごみが5,196 t、不燃ごみが197 t、カン・ビンが167 t、粗大ごみが239 tです。

また、可燃ごみに関しては平成28(2016)年以降やや減少傾向にあります。

川崎町の可燃ごみ収集量



ごみ受け入れ実績・施設組合 (令和2年度)

四捨五入のため計との微差あり	委託		一般搬入		計	
	令和元年度 (2019年) (t)	令和2年 (2020年) (t)	令和元年度 (2019年) (t)	令和2年 (2020年) (t)	令和元年度 (2019年) (t)	令和2年 (2020年) (t)
可燃ごみ	3,781	3,682	1,761	1,514	5,542	5,196
不燃ごみ	95	109	79	88	174	197
カン・ビン	153	159	7	8	160	167
粗大ごみ(直営)	34	39	169	200	203	239
合計	4,063	3,989	2,016	1,810	6,079	5,799

出典：令和4年度川崎町一般廃棄物処理実施計画 (令和4年3月)

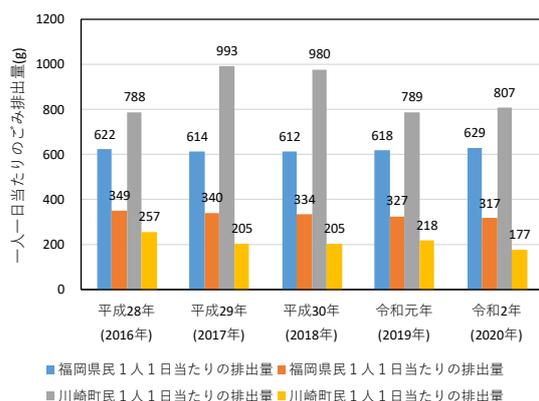
¹⁴ 循環型社会：従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

次に、環境省が実施している一般廃棄物処理事業実態調査¹⁵を基に、福岡県の状況と比較します。

本町の生活系ごみの1人1日当たりの排出量は県平均よりも多い状況にありますが、近年は減少傾向にあります。一方、事業系ごみは県平均より低く、近年は減少傾向にあります。リサイクル率については、県平均より低い状況にありますが、上昇傾向にあります。

一人一日当たりのごみ排出量とリサイクル率の推移

一人一日当たりのごみ排出量の推移



一人一日当たりのリサイクル率の推移



一人一日当たりのごみ排出量とリサイクル率の推移

年度	福岡県民1人1日当たりの排出量 (g)	福岡県民1人1日当たりの排出量 (g)	川崎町民1人1日当たりの排出量 (g)	川崎町民1人1日当たりの排出量 (g)	福岡県平均リサイクル率 (%)	川崎町平均リサイクル率 (%)
	生活系ごみ	事業系ごみ	生活系ごみ	事業系ごみ		
平成28年	622	349	788	257	20.8	4.7
平成29年	614	340	993	205	21.0	4.8
平成30年	612	334	980	205	20.8	4.4
令和元年	618	327	789	218	21.0	4.0
令和2年	629	317	807	177	21.0	5.9

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

¹⁵ 一般廃棄物処理事業実態調査：一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の市町村等に対して調査を行い、ごみ・し尿の排出処理状況、事業経費・人員、処理施設の整備状況等について取りまとめたもの。

4 地球温暖化

(1) 温室効果ガス排出量の状況

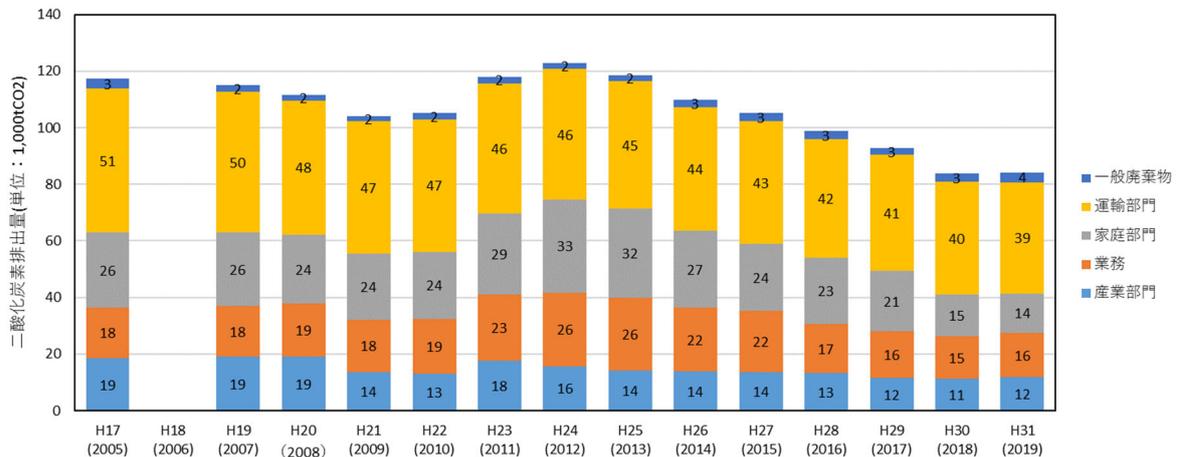
環境省の自治体排出量カルテ¹⁶によると、川崎町全域から排出される二酸化炭素は、平成 31(2019)年度で 84 千 t-CO₂ となっています。

排出量は、平成 24 年度を境に減少傾向を示しています。家庭部門、業務部門の減少が大きな要因です。

排出量の内訳の割合は多い部門から、運輸部門の 47%、業務その他部門の 18%、家庭部門の 17%、産業部門の 14%、一般廃棄物の 4%となっています。

川崎町全域から排出される二酸化炭素排出量の推移

(単位：千 t-CO₂)



川崎町全域から排出される二酸化炭素排出量の内訳 (平成 31 年度)

部門	排出量 (千tCO ₂)	構成比 (%)
合計	84	100%
産業部門	12	14%
製造業	10	12%
建設業・鉱業	1	1%
農林水産業	1	1%
業務	16	19%
家庭	14	17%
運輸部門	39	47%
自動車	38	45%
旅客自動車	19	23%
貨物自動車	19	23%
鉄道	1	1%
船舶	0	0%
一般廃棄物	4	4%

出典：自治体排出量カルテ（環境省）

¹⁶ 自治体排出カルテ：全地方公共団体を対象に、環境省の標準的手法に基づく CO₂ 排出量推計データ及び特定事業所の排出量データから地方公共団体の排出特性を把握し、的確な 施策を行うための補助資料となる。

【川崎町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

（温室効果ガス¹⁷排出量）

基準年度である令和2（2020）年度の電気、公用車及び暖房用燃料、ガスの使用に伴うCO₂排出量は以下のとおりです。

二酸化炭素排出量（令和2年度）

要因	単位	消費量 (A)	排出量 ^{※1} (kg-CO ₂)	割合 (%)	排出係数 (B)	単位発熱量 (C)
電力	kWh	2,349,966	857,737.59	76.66%	0.365 ^{※2} (kg-CO ₂ /kWh)	
化石燃料	ガソリン	L	24,055.39	4.99%	0.0671 ^{※3} (kg-CO ₂ /MJ)	34.6 (GJ/kL)
	軽油	L	28,243.54	6.53%	0.0686 (kg-CO ₂ /MJ)	37.7 (GJ/kL)
	灯油	L	46,074.54	10.25%	0.0678 (kg-CO ₂ /MJ)	36.7 (GJ/kL)
	LPG	kg	5,880.35	1.58%	0.059 (kg-CO ₂ /MJ)	50.8 (MJ/kg)
二酸化炭素 排出量合計			1,118,900.05	100%		

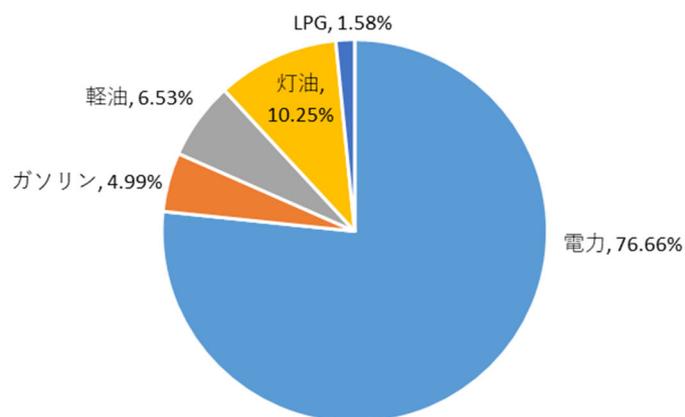
※1 排出量の計算式：電力 A×B、その他 A×B×C

※2 電力の基礎排出係数は九州電力から公表されている2020年度実績の排出係数を使用

※3 表に示した排出係数（B）は、炭素をCO₂に換算した数値

例：ガソリン排出係数（炭素） 0.0183×44/12=0.0671

二酸化炭素排出量割合（令和2年度）



出典：川崎町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

17 温室効果ガス：地球の大気に含まれている二酸化炭素、メタン、オゾン、一酸化二窒素、フロンガスなどの気体の総称で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことである。人間活動によって増加した二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスである。石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出される。メタンは、湿地や池、水田で枯れた植物が分解時や天然ガスを採掘時に発生する。

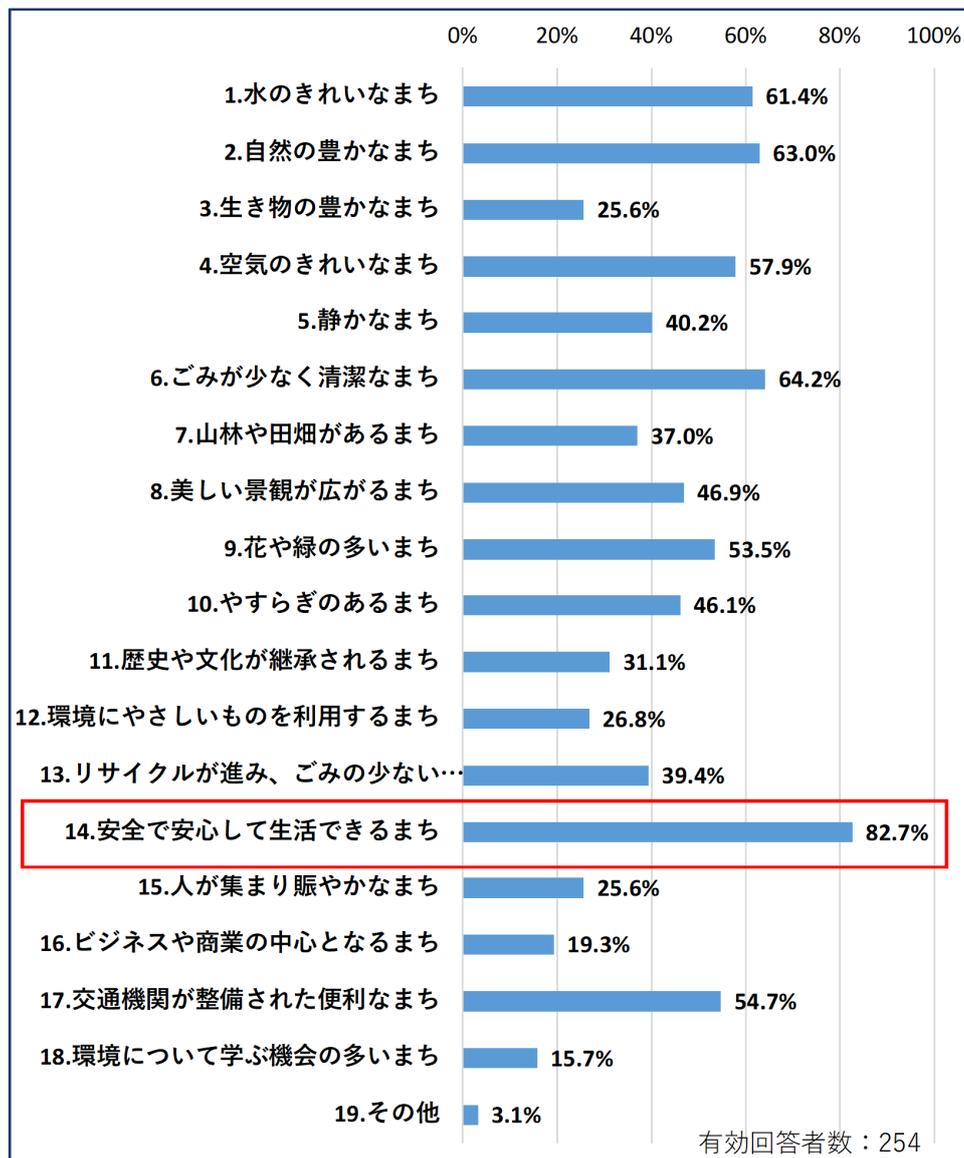
第3章 町民・事業者の意識

1 町民

(1) 行政に期待する取り組み

- ・「安全で安心して生活できるまち」が 82.7%と最も高く、多くの町民がまちの安全性を強く望んでいます。
- ・「ごみが少なく清潔なまち」が 64.2%、「自然の豊かなまち」が 63.0%、「水のきれいなまち」が 61.4%であり、6割を超えています。

将来目指すべき環境のありかた（町民アンケート）

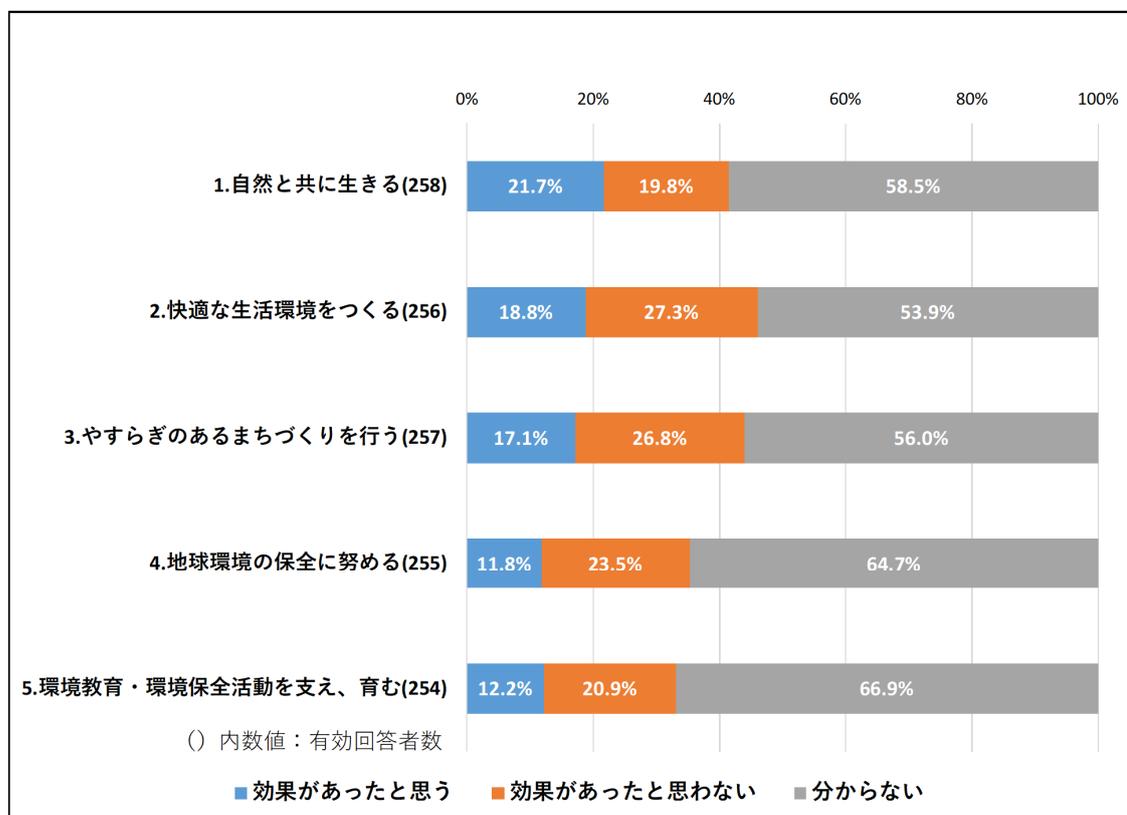


(2) 町の取り組みの認知度

- ・すべての項目で「わからない」と回答した割合が5割を超えています。
- ・「効果があったと思う」と回答した割合が最も高かったのは「自然と共に生きる」で21.7%、「効果があったとは思わない」と回答した割合が最も高かったのは「快適な生活環境をつくる」で27.3%です。

町の取組の効果（町民アンケート）

	有効 回答者数	効果があったと思う		効果があったと思わない		分からない	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1.自然と共に生きる	258	56	21.7%	51	19.8%	151	58.5%
2.快適な生活環境をつくる	256	48	18.8%	70	27.3%	138	53.9%
3.やすらぎのあるまちづくりを行う	257	44	17.1%	69	26.8%	144	56.0%
4.地球環境の保全に努める	255	30	11.8%	60	23.5%	165	64.7%
5.環境教育・環境保全活動を支え、育む	254	31	12.2%	53	20.9%	170	66.9%



2 事業者

(1) 行政に期待する取り組み

事業者が期待する取り組みは、「ごみが少なく清潔なまち」が最も高く、次いで「自然の豊かなまち」「やすらぎのあるまち」「環境にやさしいものを利用するまち」「リサイクルが進み、ごみの少ないまち」「安全で安心して生活できるまち」となっています。

(2) 町の取り組みの認知度

事業者による町の取り組みの認知度は、ほとんどの知られていない状況です。事業者アンケートでは環境に関する情報提供を望む意見が多いです。

(3) 取り組みの課題

事業者が環境配慮に取り組む上での課題としては、「資金が不足している」「人材が不足している」「ノウハウが不足している」が大きな要因となっています。

第4章 計画の目標

1 川崎町のめざす環境像

『人と環境、歴史と自然、 現在と未来をつなぐまち かわさき』

『川崎町のめざす環境像』は将来、川崎町を「こんな環境の町にしたい」という町、町民、事業者の“想い”を言葉として表したものです。

環境像を実現するためには、自然と生活が調和することが必要不可欠です。さらに、持続可能な社会を構築するにあたっては自然と生活との調和の中で、脱炭素社会¹⁸や循環型社会¹⁹を構築していく必要があります。

■人と環境をつなぐまち

英彦山の山々の麓に位置する本町は、豊かな自然から恩恵を受けてきました。しかしその反面、自然と人間がせめぎあい、いかに折り合いを付けていくかを試されています。

今後は自然と共に生きることをめざしていくことを目標の一つに掲げたいと考えています。

■歴史と自然をつなぐまち

貴重な財産である自然は、植物や動物を育み、豊かな水や清浄な空気など多くの恩恵を私たちに与えてきました。また、本町は歴史や自然に囲まれた地理的条件と相まって、多様な歴史や文化を持っています。

貴重な自然や文化を私たちが守り、将来の子どもたちのために残していかなければならないと考えています。

■現在と未来をつなぐまち

環境にやさしいまちを目指すには、まず土台となる人づくりが必要です。そのため、子どもころから環境に対する意識を高めながら、町民全体で環境活動に自主的かつ主体的に取り組めるような人づくりを行い、現在と未来をつなぐ持続可能なまちづくりを目指します。

¹⁸ 脱炭素社会：地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素の排出がない、あるいは排出した二酸化炭素を何らかの方法で除去することにより、実質的な排出ゼロを実現した社会のこと。2050（令和32）年に向け、脱炭素社会を目指す国や地域、事業者などが増えている。

¹⁹ 循環型社会：従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

2 計画の体系（目標と施策目的）

川崎町のめざす環境像「人と環境、歴史と自然、現在と未来をつなぐまち かわさき」を実現するため、本計画の対象とする範囲である「豊かな自然を守り共生する」「快適で住みやすいまちづくり」「歴史・文化を未来につなぐ」「持続可能なまちづくり」「みんなで作る環境にやさしい社会」の各項目に対する5つの目標と、その目標を達成するための17の施策を推進します。

また、各取組は望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）に資する取組としても位置付け、川崎町が世界における持続可能な社会づくりに貢献するため、地球規模で考えた取組をより一層推進するものとします。

国は、全国の地方公共団体に対し、各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しており、本計画では、各施策において主に関連するSDGsの目標を掲げています。めざす環境像の実現に向けた取り組みの体系を次ページに示します。

SDGs

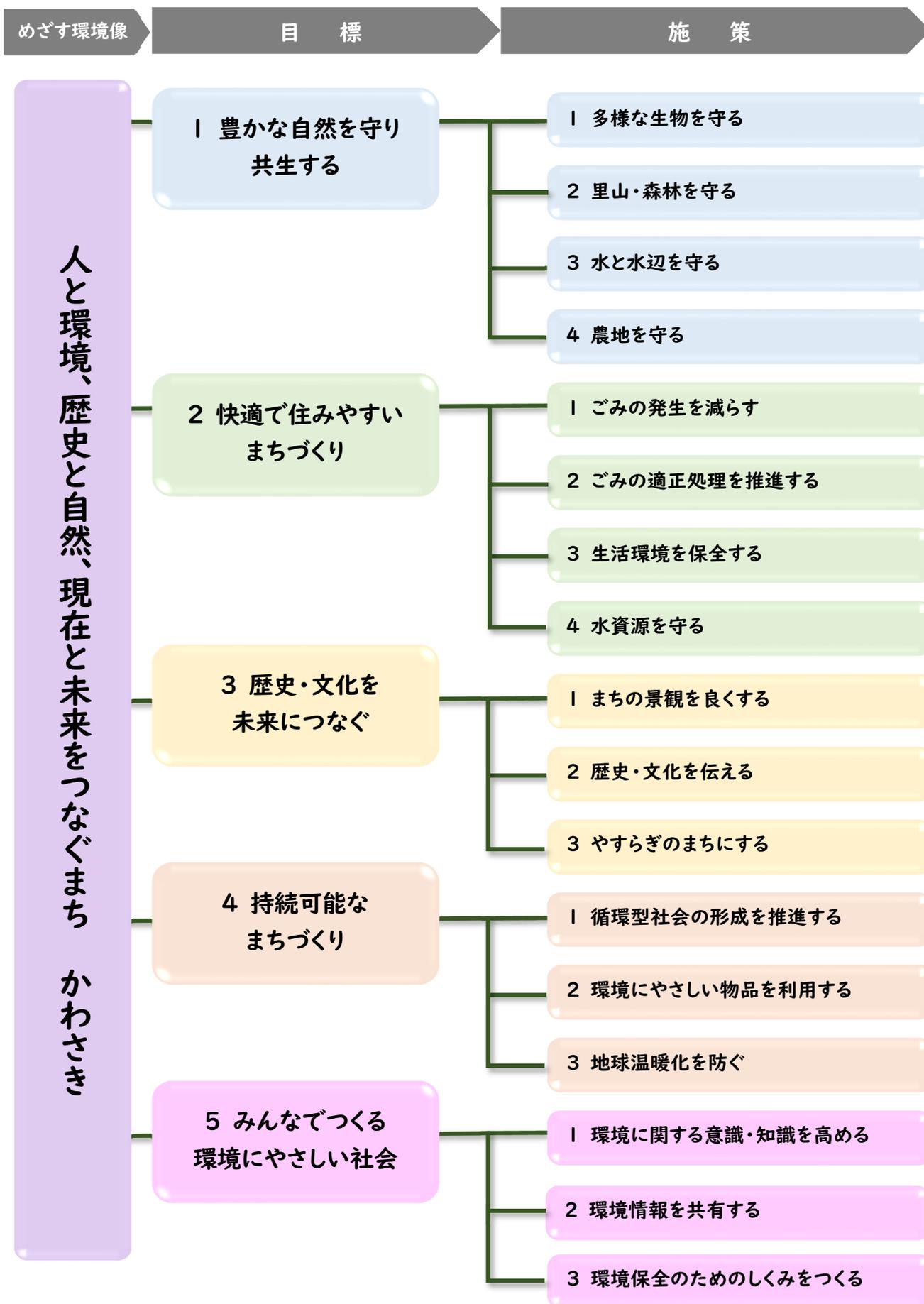
「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」

SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が令和12(2030)年までに取り組む17分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



めざす環境像の実現に向けた取組の体系



第5章 基本目標を達成するための施策

1 豊かな自然を守り共生する

(1) 多様な生物を守る



本町には、豊かな自然が残され多様な生物が生息していますが、それを守るしくみが十分であるとはいえません。

そのため、生物を保護するしくみをつくとともに、野生動植物が生息できる環境を整備していきます。

1) 基本施策

①生物を守るためのしくみをつくる

- ・多くの貴重な植物が生育する川原を保全するため、町民、事業者、町が協働して町内一斉清掃を行います。
- ・ホタルやメダカなど貴重な生物の生息環境を守り、多様な生態系を保全します。
- ・外来種が生態系に及ぼす影響の教育や、外来種の持ち込みの抑制、森林への移植の制限などを通じて、地域の生態系を保全し、在来種²⁰を守ります。
- ・他市町村の自然保護活動団体を視察・調査し、その情報を活用することにより、自然保護団体活動を拡大していきます。
- ・自然環境に関する情報の提供や自然環境に配慮した事業の実施（農薬の使用抑制、工場排水の浄化等）を要請し、事業者の自然環境配慮を促進します。

²⁰ 在来種：もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団。外来種の侵入に伴い生態系への影響や遺伝子の攪乱などの問題が生じている。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	自然保護活動への積極的な参加 イベント、環境学習・研修会への参加 自然環境に配慮した事業活動 環境ボランティアへの積極的な参加
事業者	自然保護活動への積極的な参加と支援 自然環境に配慮した事業活動 環境ボランティアへの積極的な参加
町	川原の保全 生物多様性 ²¹ 保全機能 在来種の保護 自然保護団体活動の拡大 事業者の自然環境配慮の促進

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
活動団体数	住宅環境課	1団体	5団体
広報誌への掲載	住宅環境課	－	1回/年

²¹ 生物多様性：生物に関する多様性を示す概念で、生態系、生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。生態系の多様性、種多様性、遺伝的多様性から構成される。

(2) 里山・森林を守る



自然が豊かな本町でも、近年は、多くの住民が森林の減少や里山の荒廃が進んでいると感じています。森林は、生物の生息地となるだけでなく、水や空気の浄化など、多様な環境保全の役割も果たしています。

そのため、住民との連携を含めた森林の保全、適正管理に取り組んでいきます。

1) 基本施策

① 計画的な森林整備を行う

- ・川崎町森林整備計画に基づき、計画的な森林整備（植林・間伐・保育）を行います。民有林については、間伐の促進を図るため、補助制度の活用などをPRしていきます。

② 町民による里山保全を推進する

- ・植栽や下刈り、除伐を行うボランティア団体の募集を行い、町民を主体とした里山整備を進めていきます。

③ 森林を有効に活用する

- ・県の補助事業を活用し、森林への竹林の拡大を防いでいきます。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	自然保護活動への積極的な参加と支援 自然環境に配慮した事業活動 環境ボランティアへの積極的な参加
事業者	自然保護活動への積極的な参加と支援 自然環境に配慮した事業活動 環境ボランティアへの積極的な参加
町	川崎町森林整備計画の実行 森林保全ボランティア（仮称）を活用した里山整備 森林への竹林の拡大防止

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
侵入竹の伐採	農林振興課	20% (0.2ha/年)	100% (1ha/年)

(3) 水と水辺を守る



本町を流れる川やその支流は、貴重な町民の水とのふれあいの場ですが、近年では、水質の汚濁や川の中のごみが目立ってきており、住民の水環境に対する満足度は低くなっています。

そのため、町内の川やため池をはじめとする水と水辺を守るとともに、水と親しめる場の創造を進めていきます。

1) 基本施策

① 川をきれいにする

- ・生活排水による河川の汚濁を抑制するために、補助制度による合併処理浄化槽の普及を推進していきます。
- ・合成洗剤の適正な使用、調理くずや油を流さないといった家庭でできる生活排水対策についての啓発により、家庭排水の汚濁を低減します。
- ・川や湧水の水質の定期的な公表や、水辺ウォッチング等の実施などにより町民の水環境の保全に対する意識を高めていきます。
- ・川崎町一斉清掃や不法投棄パトロールなどを町民に周知して、町民参加の河川清掃活動を拡大していきます。
- ・町民団体による河川草刈り活動を行っているが、若年層の参加率が低いため、若年層の参加率が上がるように周知を徹底していきます。



De・愛の鐘



De・愛 周辺親水施設

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	河川清掃など環境ボランティア事業への参加 合併浄化槽への切り替え 浄化槽の適正な管理
事業者	工場、事業所排水処理設備の適正な管理 近隣の生活環境に配慮した事業活動 河川清掃など環境ボランティアへの参加と支援
町	合併処理浄化槽の普及 生活排水対策の推進 水をきれいにする意識の高揚 河川清掃活動等の促進

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
合併浄化槽設置基数	住宅環境課	28基/年 (127基/町内)	30基/年 (150基/町内)
河川清掃活動等	住宅環境課	・2回/年 (一斉清掃) ・1回/週 (監視パトロール)	・2回/年 (一斉清掃) ・1回/週 (監視パトロール) ・2回/年(草刈り)
平均BOD値の基準値	住宅環境課	2.5mg/L	3mg/L以下



河川清掃（一斉清掃）

(4) 農地を守る



近年、農業の担い手の減少などにより農地の減少や荒廃が進行しています。また、化学肥料や農薬の使用は農地の土壌に様々な影響を与えていると考えられます。農地の減少や荒廃は、周辺の環境の悪化に結びつくものであるといえます。

そのため、農業の振興を含めた農地の有効活用や環境にやさしい農業の展開を図っていきます。

1) 基本施策

① 農業を振興する

- ・点検結果や地域の要望に応じて、ため池整備事業や用排水施設整備事業の促進により、農地の保全や農業基盤の充実を図ります。
- ・農業関係団体との連携のもと、経営規模拡大を望む農家や、後継者不在などの問題を抱える農家などの情報を集約していきます。
- ・農産品及び特産品の開発を検討し、川崎ブランドとしての生産・販売を支援します。

② 環境にやさしい農業を促進する

- ・減肥料・減農薬農法として、レンゲ栽培によるレンゲ米の生産・販売について、農業関係団体と連携して促進していきます。

③ 地産地消を促進する

- ・農産物直売所と連携して、地域で採れた食材の学校給食への利用を検討し地産地消を拡大していきます。

また、農産物直売所などを活用した地産品のアピールを行います。



レンゲ畑



稲刈りの様子



農産物直売所(De・愛)



川崎町のリンゴ



リンゴの加工品



農産物直売所外観(De・愛)

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	自然保護活動への積極的な参加 農業体験、イベント、研修会への参加 農産物の生産と地元農産物の購入 自然環境に配慮した事業活動
事業者	自然保護活動への積極的な参加と支援 農産物直売所などによる地産品 PR 自然環境に配慮した事業活動
町	農業基盤の充実 農業情報の集約 川崎ブランドの特産品の確立 減肥料・減農薬農業等の推進 地産地消 ²² の拡大

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
耕作放棄地率	農業委員会	10%	10%
集落座談会の開催	農林振興課	—	年1回

²² 地産地消：地域で採れた農産物を地域の人たちが消費すること。地産地消の推進により、生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め、消費者ニーズに応えた生産や農業への理解を促進することが期待される。

2 快適で住みやすいまちづくり

(1) ごみの発生を減らす



分別収集の推進等によりごみの排出量は平成 16 年をピークに年々減少傾向にあります。しかし、ごみを排出するということは、廃棄物処理場を圧迫するとともに、資源を消費することにもつながります。

そのために 4R 運動、Refuse(リフューズ・断る)、Reduce(リデュース・減らす)、Reuse(リユース・繰り返し使う)、Recycle(リサイクル・資源として再利用する)を基調とし、ごみの発生を減らしていきます。

1) 基本施策

① 容器包装を減らす

- ・普及促進ポスターなどにより意識の向上を図るとともに、町のイベント時に町独自のマイバックを配布するなど、若年層に馴染むマイバックの普及を促進します。
- ・SDGs の観点より、4R (リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル) 運動を推進し、使い捨て資源の削減を進めます。
- ・商店、製造事業者への過剰包装抑制の協力要請や適正な包装の基準である項目等を示し、また、消費者への意識啓発を広報誌を通じて行い、適正包装を推進します。

② 生ごみを減らす

- ・買い過ぎ、作り過ぎなどにより食品を生ごみにすることは「もったいない」という意識啓発を行い、一般家庭や事業者からの生ごみ排出を抑制していきます。
- ・また、食品ロス削減を推進するため、啓発品等を活用し、住民や事業者へ啓発を行っていきます。
- ・生ごみ処理機への補助金やダンボールコンポストによる生ごみ処理の普及により、家庭でできる生ごみの減量化を推進します。
- ・田川市郡 8 市町村による広域的なごみ処理施設の建設、ごみ処理体制の確立を目指します。



マイボトル利用促進のための
ウォータースタンド
(庁舎内設置)

③公共工事における廃棄物・事業系ごみを減らす

- ・事業系ごみの排出量の抑制などの指導を行い、事業系ごみの排出抑制・減量を検討します。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	ごみの減量化とごみの分別の徹底 食品ロスの削減 リサイクル製品の積極的な使用 フリーマーケット等のイベントへの参加 河川清掃、地域清掃活動等のボランティアへの参加
事業者	ごみの減量化とごみの分別の徹底 リサイクル製品の積極的な使用 環境負荷が少ない製品への改善 適正包装の実施 河川清掃、地域清掃活動等への参加
町	マイバック ²³ の普及促進 適正包装の推進 生ごみ排出の抑制 家庭の生ごみの減量化の推進 広域的なごみ処理体制の確立 事業系ごみの排出抑制・減量の推進

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和2年度)	目標 (令和14年度)
リサイクル率	住宅環境課	5.9%	6%
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量	住宅環境課	807g	680g

²³ マイバック：消費者が買い物の際に持参する買い物袋などのこと。レジ袋を辞退することにより、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながることから、身近な環境活動の象徴的な運動として定着している。

(2) ごみの適正処理を推進する



廃棄物に含まれる有害物質による水質汚濁や土壌汚染、ごみ処理に伴うダイオキシン等による大気汚染などを防ぎ、町民が安心できる適正な処理を推進していく必要があります。

そのため、家庭における適正な分別の促進を図るとともに、産業廃棄物²⁴については適切な処理が行われるように指導、監視を行っていきます。また、適正なごみ処理を計画的に行うために、一般廃棄物処理基本計画に基づく実施計画を策定します。

1) 基本施策

① 家庭系ごみの適正処理を推進する

- ・ 広報誌や分別収集について書かれた資料の提供により廃棄物の分別方法をわかりやすく伝えることにより、適正な分別を促進していきます。
- ・ SNS²⁵を通じてごみの分別について検索できるような仕組みを構築します。
- ・ 法律により回収方法が定められている家庭用機器については、情報提供などを通じて、適正な回収・処理を促進していきます。

② 公共工事における廃棄物・事業系ごみの適正処理を推進する

- ・ 公共工事における産業廃棄物の処理において manifests の提出に加えて、リサイクルを促進していきます。
- ・ 廃棄物の適正な処理方法の助言・指導を事業所に行い、事業系ごみの適正処理を推進していきます。



小型家電回収 BOX
(庁舎内設置)

²⁴ 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

²⁵ SNS：Facebook（フェイスブック）や Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）などの個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	ごみの減量化とごみの分別の徹底 食品ロスの削減 リサイクル製品の積極的な使用
事業者	ごみの減量化とごみの分別の徹底 リサイクル製品の積極的な使用 環境負荷が少ない製品への改善 適正包装の実施
町	適正な分別の促進 家庭用機器の適正処理の促進 公共工事における廃棄物の適正処理の推進 事業系ごみの適正処理の推進

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
産業廃棄物の適正処理	事業課	50%	100%

(3) 生活環境を保全する



大規模な公害などは発生していませんが、身近な生活環境については、徐々に悪化が進んでいます。また、有害物質などによる潜在的な環境汚染についても懸念されています。そのため、各種の対策を複合的にいき、良好な生活環境を保全していきます。

1) 基本施策

①身近な公害を防ぐ

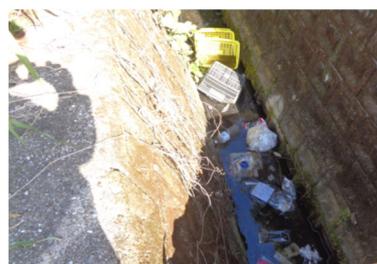
- ・平成 14 年 12 月の廃棄物処理法改正で原則禁止となった野外焼却に対して、住民への周知が足りていないため、再度、広報やホームページで特集を組み、周知の徹底を図ります。
- ・また、野外焼却の原因となる剪定ごみの処理体制を整備し、野外焼却の削減を図っていきます。

②ごみの不法投棄を防止する

- ・職員によるパトロールを実施していますが、時間や場所などを再検討し、効果的に行うようにします。
- ・不法投棄の重点監視場所や町民からの依頼などがあれば、不法投棄禁止の看板を積極的に設置していきます。



パトロールカーと監視カメラ



不法投棄の状況



不法投棄禁止看板の設置

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	近隣の生活環境に配慮した生活 家庭ごみ、剪定ごみ等の野外焼却を行わない
事業者	近隣の生活環境に配慮した事業活動
町	野外焼却の防止 防止パトロールの強化 不法投棄防止看板の設置

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
不法投棄の通報などのうち改善した割合	住宅環境課	50%	80%
不法投棄防止の看板設置枚数 (新設, 交換)	住宅環境課	8枚 (80%)	10枚/年 (交換含む)



啓発ポスター設置(De・愛)

(4) 水資源を守る



水資源は有限であり、また、水の使用を減らすことは、間接的に省エネルギーや廃棄物を削減することとなります。そのため、節水や再利用を通じて、水の使用量削減に取り組んでいきます。

1) 基本施策

①水を有効に利用する

- ・現在の有収率が63%であるため、管路更新を進めることによって無駄な漏水を減らし、有収率70%を目指していきます。
- ・公共施設に雨水利用施設等を導入して、水の再利用を促進していきます。
- ・雨水貯留設備などの情報を提供して、家庭における雨水利用を促進していきます。主に雨水タンクについて認知度を向上させ、雨水タンクを設置し、花壇の水やり等に使用することで節水に繋がるだけでなく、災害時にトイレの水などに使用できるなど災害対策の一面もあることを周知していきます。
- ・雨水等の利用の奨励や、雨水等の利用施設の情報を提供し、事業者による水の再利用を促進していきます。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	節水活動の実施 家庭による水の再利用（雨水利用）
事業者	節水活動の実施 事業者による水の再利用（雨水利用）
町	節水活動の促進 公共施設の水の再利用促進 家庭による水の再利用の促進 事業者による水の再利用の促進

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
有収率	田川広域水道企業団川崎町 水道事務所	63%	有収率70%

3 歴史・文化を未来につなぐ

(1) まちの景観を良くする



豊かな自然と調和している本町の景観は、貴重で価値のある資源です。

そのため、本町の特色を活かした景観整備を進めるとともに、ごみのない美しいまちづくりを進めていきます。

1) 基本施策

① まちの緑や花を増やす

住民の意見を取り入れ、地域の特徴にあった公共用地及び私有地の緑化や、道路・公園などの植樹を推進して、緑豊かなまちを形成していきます。

② 町内美化を推進する

- ・「川崎町ごみ散乱防止条例」に基づき、意識啓発や指導、支援を通じて、町民、事業者のポイ捨ての防止や空き地の適正な管理を促進し、清潔なまちづくりを図ります。
- ・町内一斉清掃を継続して実施するとともに、行政区単位での取り組みの支援や、特定地域の重点清掃などにより、参加者や実施機会の拡大を図ります。
- ・ペット飼育者のマナーの向上や、川崎町のホームページでの周知によりふん害を減らしていきます。



一斉清掃

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	近隣の生活環境に配慮した生活 住民の意識向上、モラルの向上 ペットの適正飼育 環境ボランティアへの積極的な参加
事業者	近隣の生活環境に配慮した事業活動 環境ボランティアへの積極的な参加
町	ポイ捨て等の防止 町内清掃の促進 ふん害の削減

3) 環境指標

項 目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
不法投棄の通報などのうち改善した割合	住宅環境課	50%	80%
町民アンケート調査による満足度	企画情報課	35.6%	60% (満足度)

(2) 歴史・文化を伝える



本町は、歴史や自然に囲まれた地理的条件と相まって、多様な歴史や文化を持っています。そして、これらの歴史や文化をまちづくりに活用することは、まちにうるおいとやすらぎを与えます。

そのため、本町の歴史や文化の価値を再評価し、まちづくりに活用していくとともに、後世につなげていく取り組みを進めます

1) 基本施策

①ふるさとの歴史を感じるまちにする

- ・ふるさとの歴史と文化にふれるための施設の充実と、川崎町の個性や魅力について情報提供するため、主要な幹線道路沿い及び現地に景観に配慮した案内板を設置するよう検討していきます。

②文化財・伝統芸能を守る

- ・貴重な文化財を後世に伝えていくため、文化財の保護・管理体制の確立を図るほか、適切な保存に向けた支援及び保全事業を行います。
- ・町民の文化財に対する知識と理解を深めるため、企画展等様々な事業を展開し、故郷に対する愛護思想を高めるよう努めます。
また、情報提供と学習機会の場として歴史民俗資料室の整備を推進し、学びの場の確保に努めます。
- ・川崎の杖楽や各しし舞保存会・各地区の盆踊り等の保護や育成に努め、ふるさとの伝統芸能や文化の継承を図ります。
また、伝統芸能の情報を発信したり、未指定の伝統芸能の調査及び新規指定化を推進することにより、町民の伝統芸能及び文化への知識と理解を深め、継承される機運を高めるよう努めます。
- ・歴史的・生体的に貴重な樹木や樹林及び社叢並びに生息地や地質鉱物等について学術的な調査を実施し、価値が高いものについては川崎町の天然記念物として指定化を目指します。
また、近年の地球温暖化による新たな外来害虫が増加する中、調査結果を基に適切な保存管理に努めます。

③文化・伝統に対する意識を高める

- ・まちの歴史や文化について学ぶ講座やイベントを開催し、川崎町の成り立ちや伝統文化について正しく理解する機会の提供に努めます。
また、町民が自主的にまちの歴史や文化を学ぶ活動をサポートします。
- ・「総合文化祭」、「芸能大会」等住民が計画・参加し、楽しみながらふるさとへの愛護思想を高めるイベントを継続的に開催できるよう支援を図ります。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	まちの歴史や文化を学習 伝統芸能への継承 イベント行事への参加
事業者	文化財、伝統芸能の保存・継承への協力 イベント行事への参加
町	ふれあいの場の確保 文化財の保護・管理 文化財に対する意識の高揚 伝統芸能の継承 天然記念物の保全 文化、伝統に対する意識の高揚 イベント等によるふるさと意識の高揚

3) 環境指標

項目	担当課	実績値	目標 (令和 14 年度)
町指定文化財の新規指定件数 (9 件指定済)	社会教育課	—	1 件／5 年
伝統芸能の新規指定件数 (1 件指定済)	社会教育課	—	1 件／3 年
天然記念物の保全 (7 件指定済)	社会教育課	—	1 件／3 年
まちの歴史や文化に関するイベント、講座の開催	社会教育課	50%	年間（講座：1 回、 イベント：3 回）

(3) やすらぎのまちにする



公園は、子どもにとって身近で自然とふれあうことができる場所であり、また大人にとってはやすらぐことのできる場所です。しかし本町は、1人当たり公園面積が全国、県を大きく下回っており、身近な公園についての町民の満足度も低いものになっています。

また、公共施設などに設置されているトイレは和式が多く、高齢者や障がい者には使いづらい状況です。

そのため、町民がやすらぐことのできる公園整備を進めていきます。また、本町には恵まれた自然が多くあることから、これを利用したレクリエーション活動により、自然とふれあう機会を創造していきます。

1) 基本施策

①公園の整備を検討する

- ・町民の暮らしに潤いと安らぎを与える身近な憩いの場として、利用者ニーズを踏まえた公園・緑地の計画的な整備・改修を図るとともに、地域住民との協働による適切な維持管理を推進します。
- ・国道322号バイパス沿線に町民が安らぐことができる道の駅を整備計画中です。

②すべての人に配慮したまちづくりを進める

- ・町民、事業者の理解や助け合いを普及するとともに、高齢者や障がい者などに配慮した、段差のない歩道や点字ブロックの整備等安心して歩くことができる道路整備を進めていきます。
- ・すべての人が安心して公共施設などを利用できるように、公園などのバリアフリー化を推進していきます。
- ・公共施設におけるトイレ問題を解消するため、高齢者や障がい者に利用しやすいよう洋式トイレの設置を推進していきます。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	環境ボランティアへの積極的な参加（公園等の維持管理）
事業者	環境ボランティアへの積極的な参加（公園等の維持管理）
町	身近な公園づくりの推進 公園の整備 道路のバリアフリー化の推進 公共施設のバリアフリー化の推進

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
町民アンケート調査	企画情報課	—	60% (満足度)
道路のバリアフリー化整備率	事業課	50%	50%

4 持続可能なまちづくり

(1) 循環型社会の形成を推進する



排出されるごみは可能な限り Reuse(再使用)、Recycle(再資源化)することにより、循環型社会の形成を進める必要があります。

本町ではペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞・雑誌、段ボール、小型家電、カン・ビンの8種類の資源物の分別回収を開始しており、これらの取り組みを今後更に拡大・充実し、循環型社会の形成を推進していきます。

1) 基本施策

① 資源物の回収を促進する

- ・リサイクル意識の向上や回収拠点の整備により、容器包装リサイクル法に基づくカン・ビン・ペットボトルなどの資源物の回収を積極的に推進していきます。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	ごみの減量化とごみの分別の徹底 リサイクル製品の積極的な使用
事業者	ごみの減量化とごみの分別の徹底 リサイクル製品の積極的な使用
町	資源分別回収の推進



ペットボトル・プラスチック製容器包装の専用回収BOX

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
資源物の収集量(年間)	住宅環境課	196 t (65%)	300 t

(2) 環境にやさしい物品を利用する



環境にやさしい物品を利用することは、間接的に環境負荷²⁶を低減することになります。しかし、グリーン調達やグリーン購入²⁷についての認識は十分に普及しているとはいえません。

そのため、行政が率先してグリーン調達を推進するとともに、町民や事業者への普及を図っていきます。

1) 基本施策

① グリーン購入・調達を推進する

- ・自身がグリーン購入対象商品を選択するだけでなく、環境省が公表している「グリーン購入の調達者の手引き」等を利用し、庁舎内の物品購入等の際にグリーン購入対象商品の選択をするよう周知を行います。
また、出入りの業者へ商品の注文があった際にはグリーン購入対象商品を積極的に納入するよう依頼します。
- ・また、グリーン商品に関する情報やグリーン購入の啓発を行い、町民や事業者のグリーン購入、グリーン調達を推進していきます。
グリーン購入とはどういうことを理解してもらうことを第一に考え、わかりやすくまとめたチラシ等を作成します。

② 環境負荷を低減する

公用車については、グリーン購入法に基づき、低公害車²⁸の導入を促進していきます。

²⁶ 環境負荷：環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。

²⁷ グリーン購入：グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。平成13年4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

²⁸ 低公害車：窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車であり、電気自動車や天然ガス自動車などがある。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	グリーン購入の積極的な実施 低公害車の購入
事業者	グリーン購入の積極的な実施 低公害車の導入
町	行政によるグリーン調達率の優先 町民・事業者のグリーン購入・調達の促進 低公害車導入の促進

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
グリーン商品の調達数	各課	10%	50%
低公害車の導入	防災管財課	13台	27台



低公害車(ハイブリット車)

(3) 地球温暖化を防ぐ



地球温暖化は地球環境問題の中で最も緊急かつ深刻な問題であり、またその原因が私たちの日常生活と密接につながっています。

そのため、町（行政）、町民、事業者がそれぞれの立場で、あるいは協力して地球温暖化問題に取り組んでいきます。

1) 基本施策

①省エネルギーを推進する

- ・地球温暖化に関する情報提供や啓発活動により、町民・事業者の省エネルギーに対する意識を高めるとともに、電気、ガス、灯油などの効率的な使い方や、省エネルギー機器の紹介などにより、町民・事業者の省エネルギー活動を推進していくことを検討します。
- ・町民の省エネ意識を啓発するため、排出された温室効果ガスの量を数値化することで省エネへの取組に繋がる環境家計簿の普及に努めていきます。また、各種団体との連携により、ホームページへの掲載等わかりやすい形でのPRを行います。
- ・役場庁舎に令和 4(2022)年度ヒートポンプ式²⁹の個別高効率型空調機器、庁舎一般照明を LED 照明に置換えます。

②自然エネルギーの利用を促進する

- ・太陽光発電や、その他の自然エネルギー（風力など）に関する情報提供を行い、家庭や事業所における自然エネルギーの活用を促進していきます。
- ・役場庁舎に令和 4(2022)年度太陽光発電システム（蓄電池含む）を導入します。

③公共交通機関の利用を促進する

- ・様々なイベントや媒体を利用して、公共交通機関の利用が環境負荷の低減につながることを住民にアピールし、マイカー利用から鉄道・バス利用への転換を図っていきます。
- ・ふれあいバスについては、利用者のニーズに応じたコース設定及び他公共交通機関との接続を行います。
また、地域公共交通会議にて、公共交通機関の連携等について協議し、利便性向上及び継続的な運行を維持します。
- ・鉄道は自家用車などに比べて移動距離当たりの CO₂ 排出量が少ないため、鉄道の利用を促進していきます。

²⁹ ヒートポンプ式：少ない投入エネルギーで、空気中などから熱を集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術。使ったエネルギー以上の熱エネルギーを得ることができ、CO₂ 排出量も大幅に削減できる。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	省エネルギー製品の購入 公共交通機関での移動 節電、節水等の省エネルギーの推進 低公害車や次世代自動車の導入
事業者	再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入 省エネルギーの推進
町	町民・事業者の省エネルギー活動の推進 環境家計簿の普及 公共施設への省エネルギー機器の導入 町民・事業者の自然エネルギー活用の普及促進 公共施設の自然エネルギー活用の促進 公共交通機関利用の必要性の周知 ふれあいバスの利用の促進及び公共交通機関の連携

(3) 環境指標

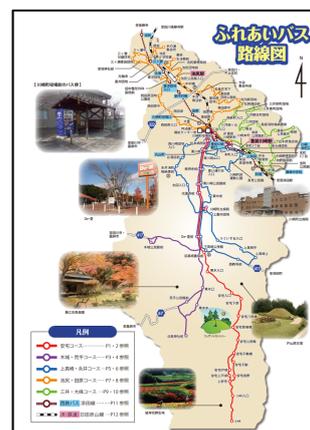
項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
ふれあいバスの利用者数	防災管財課	23,600人	28,000人
公共施設への省エネルギー機器の導入 (R4年度、庁舎内に導入を計画中)	防災管財課	—	100%



ふれあいバス(小梅ちゃん号)



ふれあいバス(ひまわり号)



ふれあいバス路線図

5 みんなでつくる環境にやさしい社会

(1) 環境に関する意識・知識を高める



環境をよくすることは、一人ひとりの行動にかかっており、町民の環境に対する意識・知識を高めることが重要となります。

そのため、環境学習・教育の機会を拡大するとともに、環境に関するイベントの開催などを通じて、環境への意識・知識を高めていきます。

1) 基本施策

①環境教育を充実する

- ・ 職員の環境出前講座、環境有識者を講師としての環境講演会、子どもやお年寄りを対象とした環境講座などを実施します。
- ・ 広報による PR をはじめとして、インターネットによる情報提供や行政区やボランティア団体、事業者等への働きかけを通じて、環境教育の普及促進を図っていきます。

②学校における環境教育を充実する

- ・ 学校と連携して環境教育のプログラムの検討や策定を行い、小中学校における環境教育を充実していきます。
- ・ 省エネ、廃棄物の削減、紙使用量の削減など、身近なところからの環境負荷低減を学びます。

③町の環境教育方針・計画を策定する

環境教育等に関する環境保全の取組の促進に関する法律に基づき持続可能な社会の実現に向け、様々な環境問題に関心を持ち理解を深め町民が広く「環境保全活動」に取り組むことができるよう行動計画の策定を検討します。

④環境に関するイベントを実施する

- ・ 町民が楽しく参加できるイベントの開催や地産品の販売等、参加者の拡大を図るための方策を検討します。
- ・ 町民の環境への関心を高めるために、環境関連施設や環境先進自治体・企業への見学会などを定期的実施することを検討します。
- ・ イベントの主催者に対して環境配慮の取組内容を伝え、各種イベントにおいてチラシやポスターなどでごみの分別の徹底を呼びかけるなど、あらゆる機会を利用して、環境についてのPRを行っていきます。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	環境教育・学習への参加 各種環境ボランティア活動への参加
事業者	各種環境ボランティア活動への参加と支援
町	環境学習・講座・講演会などの充実 環境教育の普及促進 小中学校の環境教育の充実 環境教育計画の策定 環境イベント等の実施 環境見学会等の実施 各種イベント時の環境についてのPR

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
環境イベントの開催	住宅環境課	－	1回/年
環境イベントの参加人数	住宅環境課	－	30人程度

(2) 環境情報を共有する



環境をよくするためには、町、町民、事業者の連携が必要です。そして、環境に対して、それぞれの立場で何をすればよいのかということを確認する必要があります。

そのため、町、町民、事業者が環境情報を共有できるよう、わかりやすく環境情報を伝えていきます。

1) 基本施策

①多様な環境情報を伝達する

- ・町のホームページや SNS を利用して、幅広い環境情報を町民に提供していきます。また、情報発信だけでなく、町民からの情報収集についても充実させていきます。
- ・本町の広報活動の中心的な役割を担っている町広報誌により、環境に関する情報を、わかりやすく町民に提供します。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	環境情報の収集、発信 環境教育・学習への参加 各種環境ボランティア活動への参加
事業者	環境情報の収集、発信 各種環境ボランティア活動への参加と支援
町	ホームページや SNS の活用 町広報誌の活用

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和 3 年度)	目標 (令和 14 年度)
環境情報の発信の充実	住宅環境課	6 回/年	1 回/月

(3) 環境保全のためのしくみをつくる



環境をよくするためには、個人の取り組みも重要ですが、地域全体における取り組みや各種団体による取り組みも重要となってきます。

そのために、コミュニティ活動を盛んにすることにより、地域における環境活動を振興していきます。また、事業活動の環境に対する影響も大きいことから、環境配慮事業者の育成や、広域的な連携についても進めていきます。

1) 基本施策

① コミュニティ活動を盛んにする

- ・住民が楽しく自主グループに参加できるような体制を整備し、行政区やシニアクラブ、ボランティアサークルなどによる活動を積極的に支援して、町民を主役とした環境保全活動を推進していきます。
- ・創意と工夫にあふれた地域づくり活動を自らの手で進めようとするボランティア団体への支援、助成を NPO への移行も視野に入れて行い、ボランティア活動を振興していきます。併せて、ボランティア団体の人材発掘、育成に努めていきます。

② 環境行政への住民参加を促進する

- ・アンケートや町民意識調査、事業者意識調査などにより町民の環境意識を把握し、行政施策に反映させていきます。
- ・町、町民、事業者が協働して環境保全を行うため、意見交換の場を設定するとともに、環境基本計画を推進、進捗管理するための組織整備を行います。

③ 地域的な連携を推進する

中元寺川や遠賀川流域の市町村や広域行政圏の自治体などと連携して、共通の課題について対応していきます。

2) 各主体の主な取組

主体区分	主な取組
町民	環境に関するアンケート調査への協力 各種環境ボランティア活動への参加
事業者	環境に関するアンケート調査への協力 各種環境ボランティア活動への参加
町	町民を主役とした環境保全活動の推進 ボランティア活動の振興 アンケート等による住民参加の促進 町・町民・事業者の協働による環境保全体制の整備 近隣市町村との連携

3) 環境指標

項目	担当課	実績値 (令和3年度)	目標 (令和14年度)
ボランティア団体の人数	住宅環境課	3団体 94人	150人
流域協議会への参加	住宅環境課	50%	100%

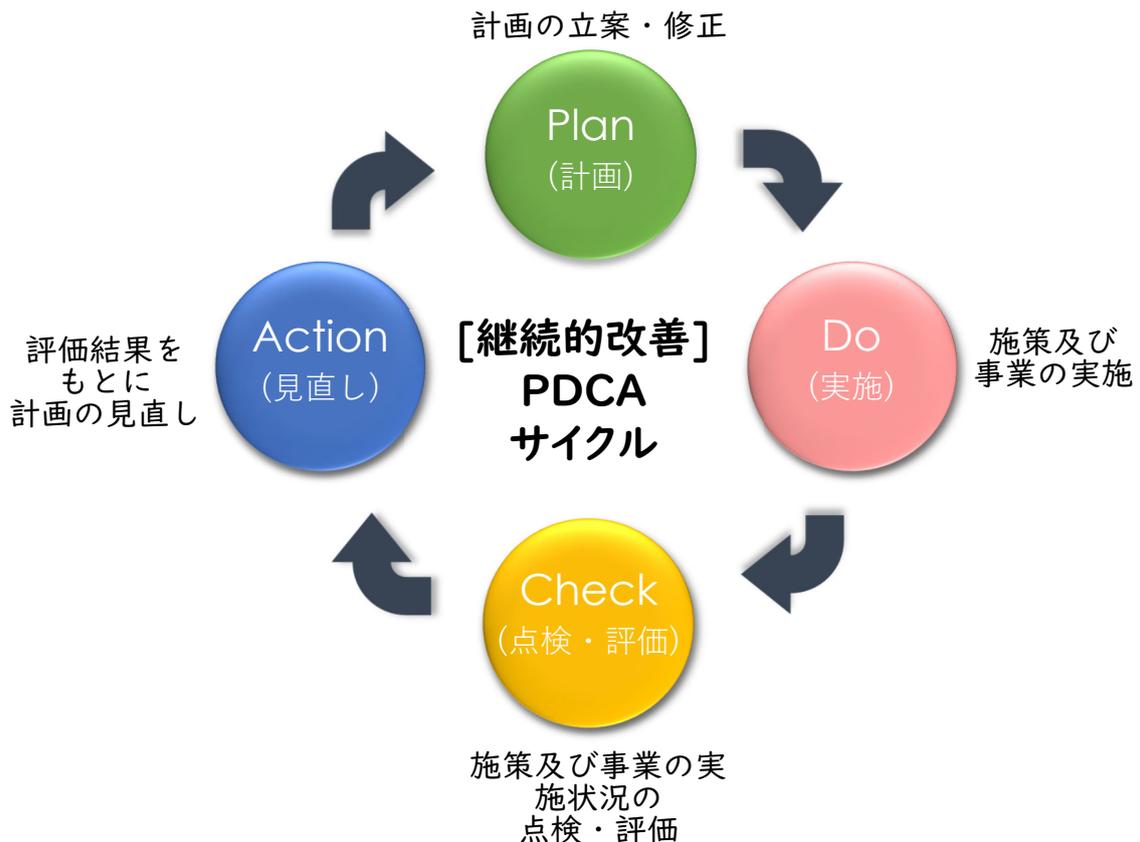
第6章 計画の推進

1 進行管理（計画の推進方策の考え方）

本計画は、計画(Plan)⇒実施(Do)⇒点検・評価(Check)⇒見直し(Action)のPDCAサイクルに基づく、環境マネジメントシステム³⁰の考え方により進行管理を行います。

計画の進捗状況については、環境目標の達成状況について経年的な動向を把握します。また、進捗状況の評価は、川崎町環境保全審議会に意見を求めます。

なお、上記の点検・評価結果をとりまとめ公表します。公表した報告書に対して、町民や事業者等から意見を求め、次年度以降の計画の推進に反映します。

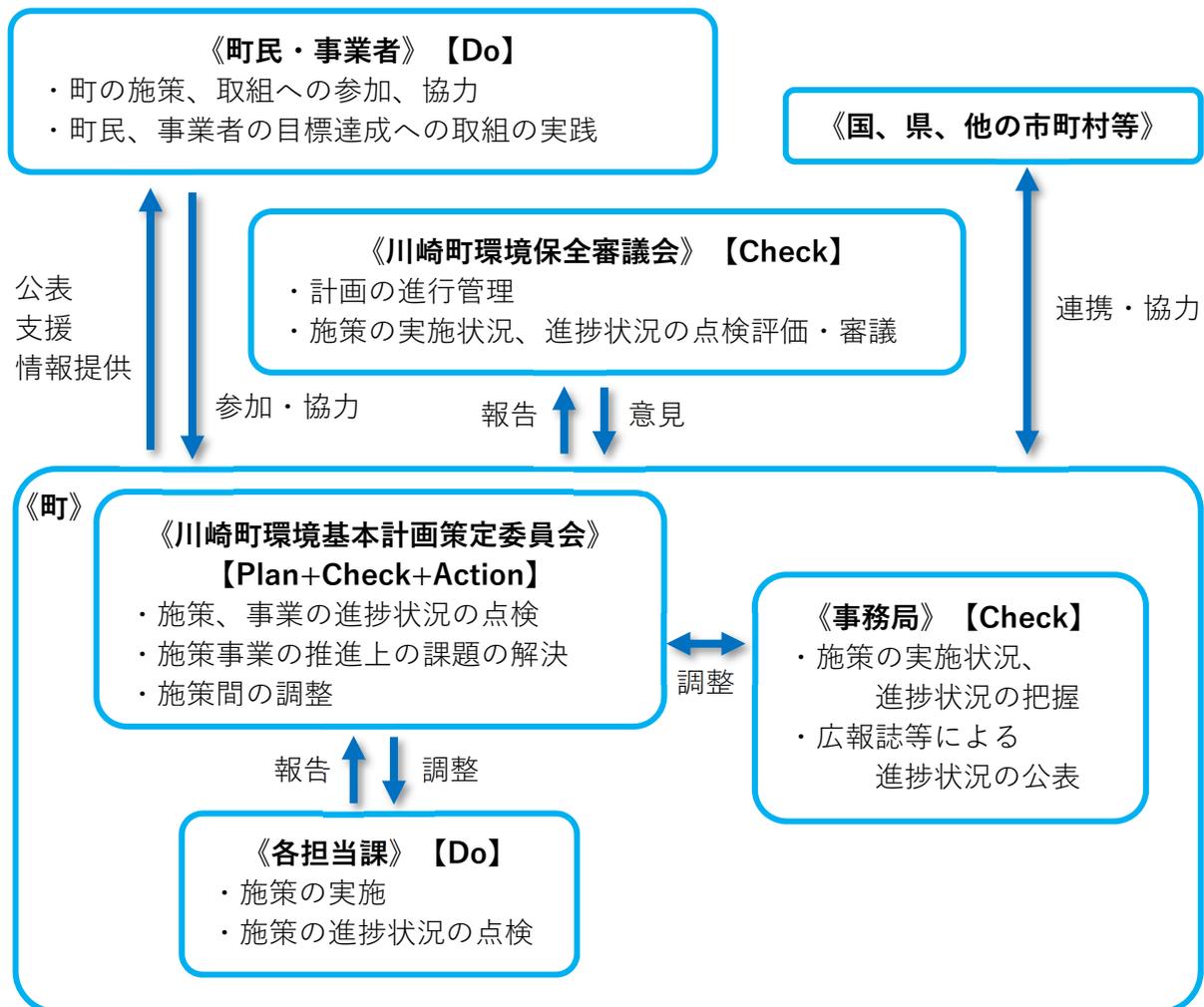


³⁰ 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」という。ISO14001、エコアクション 21 などがある。

2 計画の推進体制（組織と役割）

現在の環境問題に対処していくためには、計画の主体である町、町民、事業者が協力して、様々な取り組みを進めていくことが必要です。

町、町民、事業者が各々の役割を果たすとともに、パートナーシップに基づく協働により本計画を推進していきます。



①川崎町環境保全審議会

川崎町環境保全審議会は、識見を有する者や関係団体の役職員、町民等により構成されています。

審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について調査審議し、必要があると認めるときは、町長に意見します。

②川崎町環境基本計画策定委員会

本計画の推進にあたっての庁内の横断的な連携・調査の場となる組織です。

計画に位置づけた施策・事業の進捗管理の点検を行うとともに、課題の解決に向けた各部局間の調整を図り、計画した取組の推進を図ります。

3 年次報告書の作成及び発表(計画の進捗状況の公表)

本計画を着実に推進し、効果を上げていくために、町民・事業者の環境保全施策に対する理解と積極的な参画を図ります。

そのためには、本計画の目的や取組内容について広く周知・啓発することが重要であることから、広報誌やホームページを通じて積極的な公表を行います。また、施策の実施状況について、毎年ホームページで公表することとします。

第7章 資料編

1 条例

自然にやさしい地域づくりのための 川崎町環境保全条例条例

平成20年10月1日

条例第34号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第9条)

第3章 重点的に推進すべき施策(第10条—第15条)

第4章 効果的な推進のための施策(第16条—第25条)

第5章 環境保全審議会(第26条—第29条)

第6章 補則(第30条)

附則

前文

私たちの川崎町は、炭坑閉山以降の生活環境及び社会基盤の整備などの環境整備事業が終息した。そのような中で健康で文化的な生活を営むうえで、新たな環境基盤を構築し、健全で恵み豊かな自然環境を保全することが必要である。美しい緑や清らかな水の流れは私たちの心を和ませ、自然の景観は豊かな四季の移り変わりを感じさせるものである。

しかし、近年の社会経済活動は、生活の利便性を高める一方で、自然の再生能力や浄化能力を超えるような環境への負荷を与え、地球の環境にまで大きな影響を及ぼすようになった。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、健康で文化的な生活を営む上で最重要課題であり、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、自然の恵みなしには生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直し、町、町民及び事業者が一体となり、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築へ向け、自然環境にやさしい地域づくりを目指すことを決意した。

こうした背景を踏まえ、本町では、生活に潤いや安らぎを与えてくれる地球的視野に立った環境の保全と創造を図り、地球温暖化防止に寄与するため、ここに、自然

にやさしい地域づくりのための川崎町環境保全条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、町民及び事業者(以下「町民等」という。)の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を掲げ、総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来における町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体、又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 第1条の基本理念とは、次に掲げるものとする。

- (1) 町民にとって、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない、健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来にわたって次の世代に継承する。
- (2) 人と自然の共生を図り、自然環境に恵まれた町の地域特性を活かす。
- (3) 環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な社会を実現するため、町、町民等は、その責務に応じた公平な役割分担を明確にし、自主的かつ積極的に取り組む。
- (4) 地域における事業活動及び日常生活が、地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与する。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、町の自然的社会的条件に応じた基本的、かつ、総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 町は、環境への負荷の低減に努めるとともに、町民等の環境保全への意識の高揚のため、その施策を通じて環境への負荷の低減の重要性について、チラシの配布や看板の設置等によって啓発に努めなければならない。

3 町は、町民等の果たす役割の重要性に鑑み、町民等が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。

4 町は、広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体に協力を求め、又はその協力の求めに応じ、その施策の推進に努めなければならない。

(平成25年2月14日・一部改正)

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、環境の保全に支障をきたすことを防止するため、日常生活において環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に、自ら努めなければならない。

2 町民は、前項に定めるもののほか、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全のため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全に支障をきたすことを防止するため、製造、加工又は販売その他の事業活動を行うにあたっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより発生する環境への負荷の低減に努めるとともに、再資源化等適正な処理が図られるよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、自らも地域の一員であるとの認識の下に、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 町長は、第1条の目的に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定する。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全及び創造のために、町、町民等が配慮すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、町の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定にあたっては、第26条に規定する川崎町環境保全審議会の意見を聴くとともに、町民等の意見が反映するよう努めなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の状況等の公表)

第9条 町長は、毎年度、町の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 重点的に推進すべき施策

(健康の保護及び生活環境の保全)

第10条 町は、町民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第11条 町は、水辺、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮するものとする。

(快適な環境の創造等)

第12条 町は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用等を図ることにより、町の地域特性を生かした快適な環境を創造するとともに、自然と人との豊かなふれあいを確保するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない社会の実現)

第13条 町は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能

な社会を実現するため、町の事業の実施にあたっては、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努め、町民等による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及び太陽熱を利用した公共施設の整備や各家庭への太陽熱機器設置の推進、新エネルギーの有効利用等が促進されるよう啓蒙、啓発を行うものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 14 条 町は、地球環境の保全及び創造に資するため、地球温暖化防止を目的とした CO₂ などの温室効果ガスの削減、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるものとする。

2 町は、地球温暖化防止やごみ減量化へ向けて、生ごみ等を活用したバイオマス事業の推進や各家庭のてんぷら廃油等を利用してBDF(バイオディーゼル燃料)を製造し、地域公共交通網の整備と併せて活用の推進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の推進)

第 15 条 町は、環境の保全及び創造について、町民等の理解を深め、その活動を自発的に行う意欲を増進させることにより、環境教育の充実及び環境学習の推進を図り、家庭、学校、職場、地域等において、積極的な連携の下に推進されるよう努めるものとする。

第 4 章 効果的な推進のための施策

(環境影響評価の推進)

第 16 条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設、その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮が推進されるよう、助言に努めるものとする。

(規制の措置)

第 17 条 町は、環境の保全に支障をきたすことを防止する必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、適切な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第 18 条 町は、町民等が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動並びに環境保全の活動に対し、必要があるときは、助成、支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した公共施設等の整備)

第 19 条 町が、公共施設等の整備を行うときは、環境の

保全及び創造に配慮し、環境への負荷を低減する措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 町は、町民等又はこれらの者が組織する団体(以下「町民団体等」という。)が、自発的に町内の公園や空き地等に落葉広葉樹等を植樹し、緑化の推進を図り、CO₂ など温室効果ガスの削減、再生資源の回収、地下水の保全、その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言、その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 町は、町民団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利や利益の保護に配慮しつつ、必要な情報を町民団体等に適切に提供するものとする。

(町民団体等の意見の施策への反映)

第 22 条 町は、町民団体等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第 23 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に資するため、調査及び研究並びに情報の収集に努めるものとする。

(廃棄物等の不法投棄の禁止)

第 24 条 町民団体等は、基本理念に基づき、環境の保全に支障をきたすことを防止するため、町内の道路、公園や空き地等への廃棄物の不法投棄や散乱の防止に努めるとともに、ビン・カン等の廃棄物を積極的に回収し、町内の美化活動の推進に努めなければならない。

(監視等の体制の整備)

第 25 条 町は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 5 章 環境保全審議会

(設置)

第 26 条 町は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、川崎町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 27 条 審議会は、第 7 条第 3 項に規定する意見を行うほか、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議す

- る。
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、環境の保全及び創造に関する事項について、町長に意見を具申することができる。

(組織)

- 第28条 審議会は、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任することを妨げない。

(規則への委任)

第29条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成25年2月14日)

この条例は、公布の日から施行する。

2 川崎町環境保全審議会 委員名簿

川崎町環境保全審議会規則

平成20年10月1日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、自然にやさしい地域づくりのための川崎町環境保全条例(平成20年川崎町条例第34号。以下「条例」という。)第26条に規定する川崎町環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第28条の規定による委員は、次に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町民
- (3) 事業者
- (4) 環境保全団体に属する者
- (5) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。
 - 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、住宅環境課環境保全係において処理する。

(平成31年3月28日・令和2年6月30日・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

川崎町環境保全審議会 委員名簿

氏 名	団体等の名称	備 考
よだ ひろとし 依田 浩敏	近畿大学産業理工学部建築・デザイン学科教授	会長
ちば かよこ 千葉 加代子	川崎町食生活改善推進協議会	副会長
しもやま まさかつ 下山 正勝	川崎町行政区長会 会長	
しまだ ゆみこ 島田 由美子	福岡県地球温暖化防止活動推進員	
たけした りゅうじ 竹下 龍二	有限会社 竹下衛生舎	
うえはら みよこ 上原 三代子	川崎町民	
しもだ みつぐ 下田 貢	豊前川崎商工会議所	
つきまた まもる 月俣 護	川崎町廃棄物減量等推進審議会委員	
任期：令和4年8月1日～令和6年7月31日まで		

3 計画の策定経緯

計画の策定経緯

日 付	項 目	内 容
令和4年7月6日 ～令和4年7月22日	町民アンケート調査	対象：川崎町内の18歳以上男女1000人 回収数：276、回収率：27.6%
令和4年7月29日	第1回川崎町環境基本計画策定委員会	環境基本計画の概要の確認 計画策定スケジュールの確認 町民アンケート調査結果の報告
令和4年8月3日	第1回川崎町環境保全審議会	環境基本計画の概要の確認 計画策定スケジュールの確認 町民アンケート調査結果の報告
令和4年9月30日	第2回川崎町環境基本計画策定委員会	施策および具体的な取り組みについて
令和4年10月25日	第2回川崎町環境保全審議会	環境基本計画（素案）について
令和4年10月31日 ～11月11日	事業者アンケート調査	対象：町内の事業者6件 回収数：4 回答率：66.6%
令和4年11月7日	第3回川崎町環境基本計画策定委員会	環境基本計画（素案）について
令和4年12月5日 ～12月15日	パブリックコメント	環境基本計画（素案）について
令和5年1月12日	第3回川崎町環境保全審議会	パブリックコメントの結果について 第2次川崎町環境基本計画(案)の報告について
令和5年3月	第2次川崎町環境基本計画 策定	

4 環境に関する町民アンケート調査結果

1. 調査概要

◆ 調査対象、方法

調査対象および方法は以下のとおりである。

調査対象	川崎町内の 18 歳以上男女
抽出方法	住民基本台帳から地区、年齢の比率を考慮して無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
送付数	1000 (安真木、池尻、川崎、田原の 4 地区に各 250)
調査期間	約 2 週間 (発送開始：令和 4 年 7 月 6 日 回答期限：令和 4 年 7 月 22 日)
回収数・回収率	回収数：269 回収率：26.9% (令和 4 年 8 月 3 日 時点)

◆ 設問内容

(1) 属性

問 1 性別

問 2 年齢

問 3 居住地区

問 4 居住年数

(2) 周辺環境の満足度

問 5 住まいの周辺環境の満足度

問 6 住まいの周辺環境の項目別の満足度

(3) 環境保全への取り組み

問 7 より良い環境のために実践している取り組み

(4) 環境に関する活動への参加

問 8 環境づくりへの参加意欲

問 9 参加したい活動

問 10 町が重点的に取り組むべきこと

(5) 川崎町の環境行政

問 11 環境基本計画の取り組みの効果

問 12 SDGs の認知度

問 13 川崎町で重点的に取り組むべき SDGs の目標 (環境関係)

問 14 将来目指すべき川崎町の環境のあり方

問 15 川崎町の環境行政に関する自由意見

※表やグラフの数値は四捨五入の関係により、合計が 100%にならない場合がある。

2. 集計結果

(1) 属性

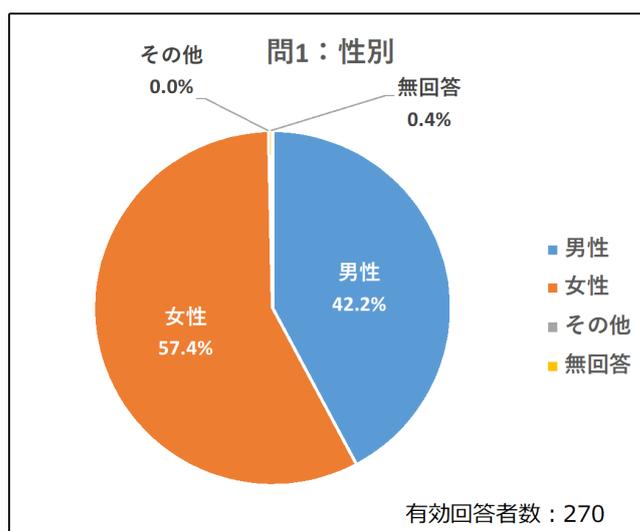
問1 あなたの性別をお答えください。

【1つだけに○】

- 「男性」が42.2%、「女性」が57.4%と女性の回答者が多かった。

問1：性別

	回答数	構成比
1.男性	114	42.2%
2.女性	155	57.4%
3.その他	0	0.0%
4.無回答	1	0.4%
有効回答者数	270	



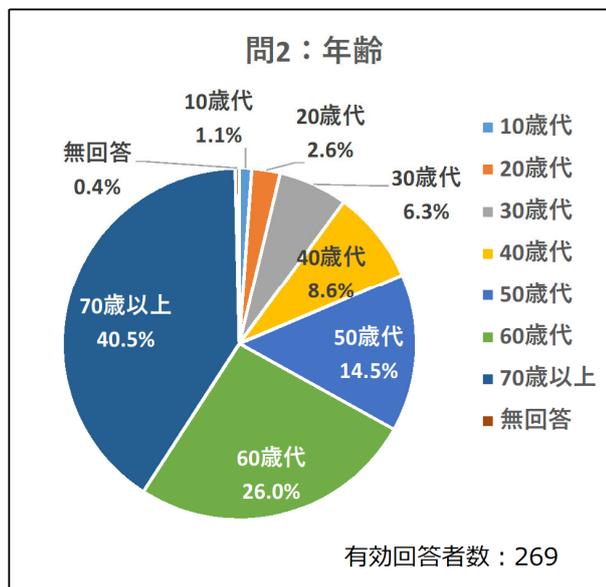
問2 あなたの年齢をお答えください。

【1つだけに○】

- 「70歳以上」が40.5%と最も高く、次いで「60歳代」が26.0%となっており、60歳以上が半数以上を占めていた。
- 「10歳代」は1.1%、「20歳代」は2.6%と若年層の回答はかなり低い結果となった。

問2：年齢

	回答数	構成比
1.10歳代	3	1.1%
2.20歳代	7	2.6%
3.30歳代	17	6.3%
4.40歳代	23	8.6%
5.50歳代	39	14.5%
6.60歳代	70	26.0%
7.70歳以上	109	40.5%
8.無回答	1	0.4%
有効回答者数	269	



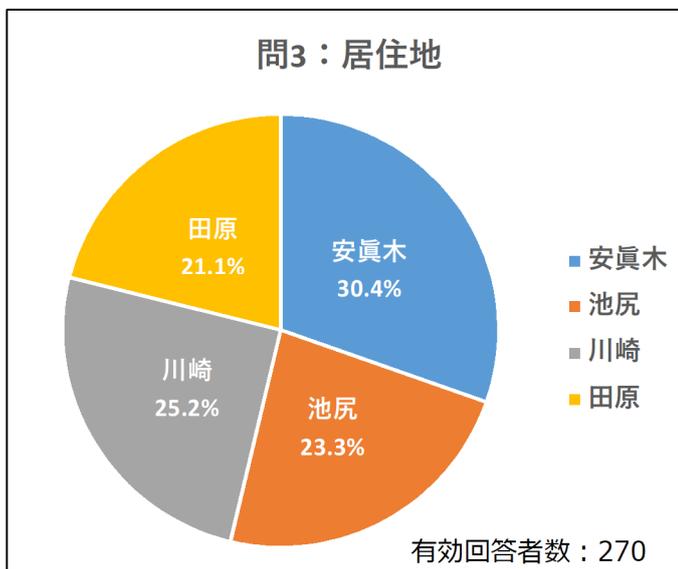
問3 あなたがお住まいの地区をお答えください。

【1つだけに○】

➤ 最も高かった「安真木」が30.4%、最も低かった「田原」が21.1%となっており、4地区とも概ね同程度の回答があった。

問3：居住地

	回答数	構成比
1.安真木	82	30.4%
2.池尻	63	23.3%
3.川崎	68	25.2%
4.田原	57	21.1%
有効回答者数	270	



問4 あなたの川崎町での居住年数お答えください。

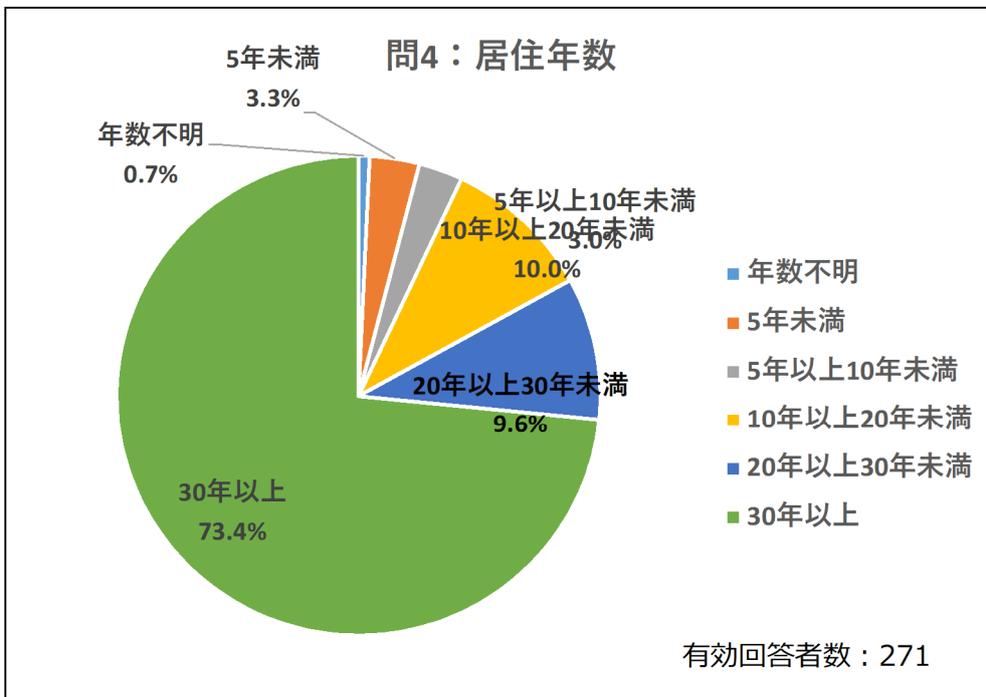
【1つだけに○】

➤ 「30年以上」が73.4%と半数以上を占めており、居住年数の長い町民が多かった。

問4：居住年数

	回答数	構成比
1.年数不明	2	0.7%
2.5年未満	9	3.3%
3.5年以上10年未満	8	3.0%
4.10年以上20年未満	27	10.0%
5.20年以上30年未満	26	9.6%
6.30年以上	199	73.4%
有効回答者数	271	

※『生来』と回答した62件については、年齢を元に20歳代（3件）を20年以上30年未満に、30歳代以上（57件）は30年以上に加算しました。年数不明（2件）は生来と回答したうち年齢無回答の方です。



(2) 周辺環境の満足度

問5 あなたがお住まいの周辺の環境についてどのように感じていますか。

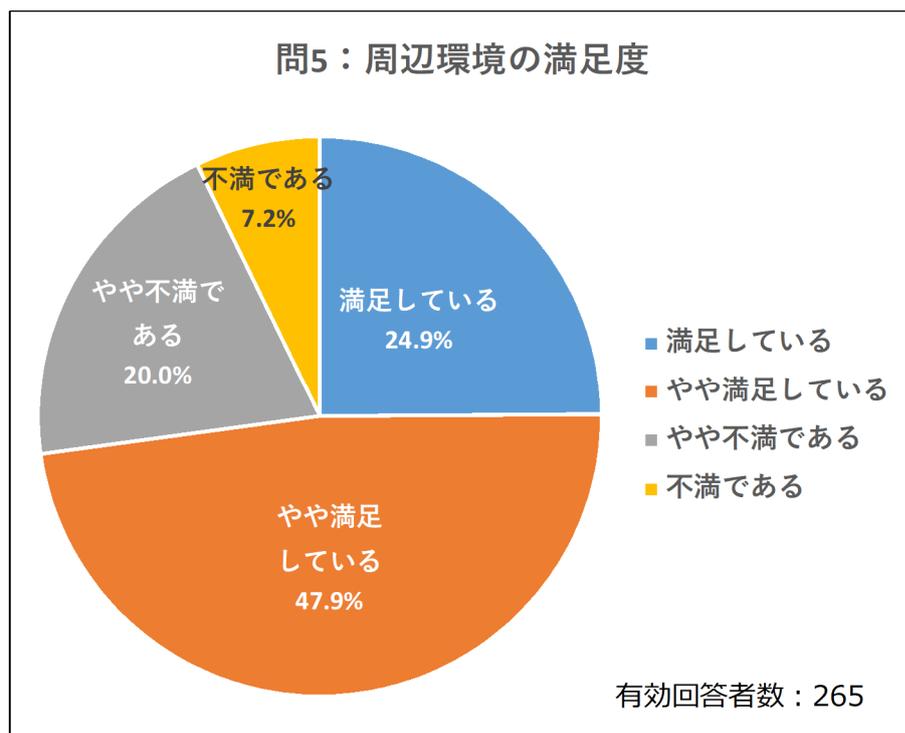
(身の回りの自然の豊かさや、生活する上での住み心地など)

【1つだけに○】

- 肯定的な意見（「満足している」と「やや満足している」の回答の合計）が72.8%であり、周辺の環境については比較的満足している町民が多かった。

問5：周辺環境の満足度

	回答数	割合	
1.満足している	66	24.9%	72.8%
2.やや満足している	127	47.9%	
3.やや不満である	53	20.0%	27.2%
4.不満である	19	7.2%	
有効回答者数	265		



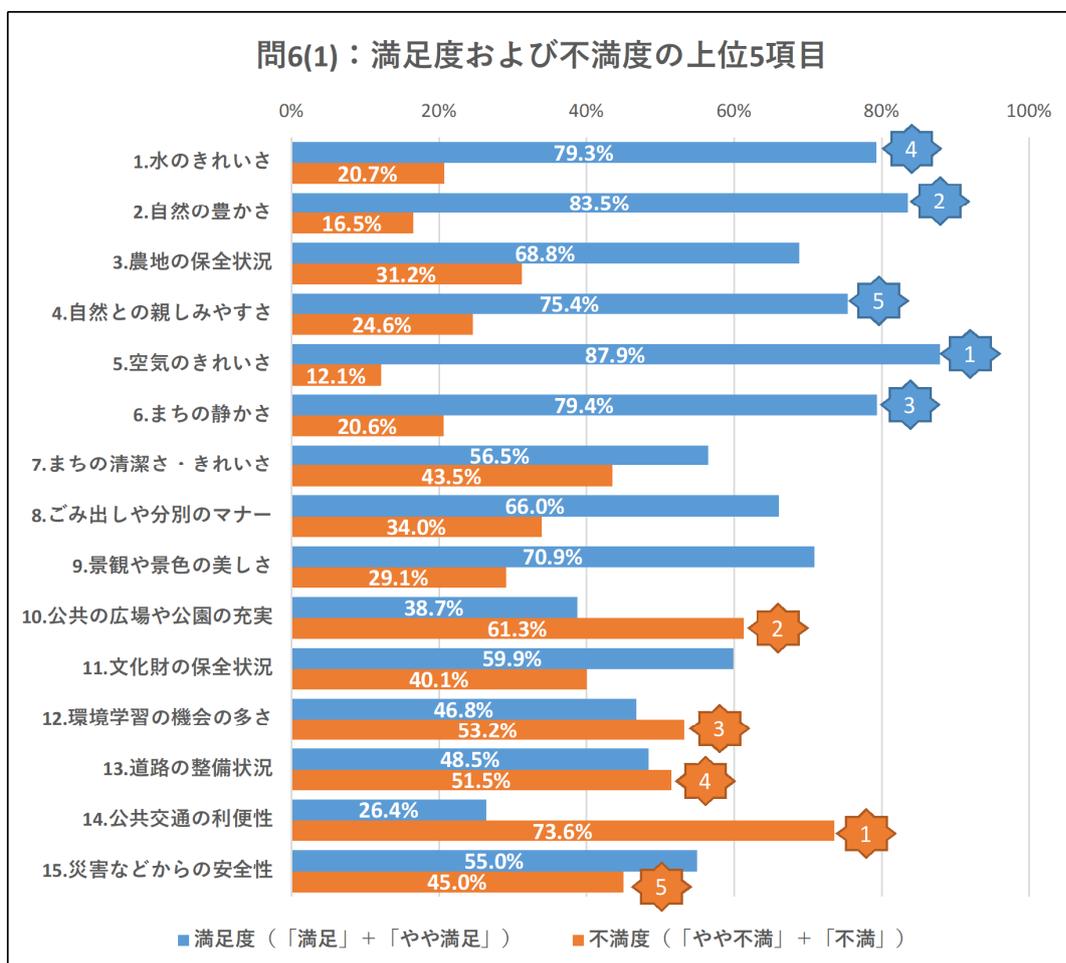
問 6 あなたがお住まいの周辺の環境について、以下の項目についてどのように感じていますか。

【各項目 1 つだけに○】

- 満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が最も高かったのは、「空気のきれいさ」が 87.9%、次いで「自然の豊かさ」が 83.5%であり、満足度が 8 割を超えていた。
- 15 項目のうち、11 項目は不満度が満足度を上回っていたが、「公共の広場や公園の充実」、「環境学習の機会の多さ」、「道路の整備状況」、「公共交通の利便性」の 4 項目は不満度が満足度を上回っていた。
- 「公共交通の利便性」は満足度が 26.4%、不満度が 73.6%と不満を感じている町民が特に多かった。
- 自由記述では、「ごみ」、「道路整備」、「汚れ・悪臭」、「雑草」、「交通の便」、「公園・広場」などに関する意見が多く挙がっていた。

問6(1)：満足度および不満度の上位5項目

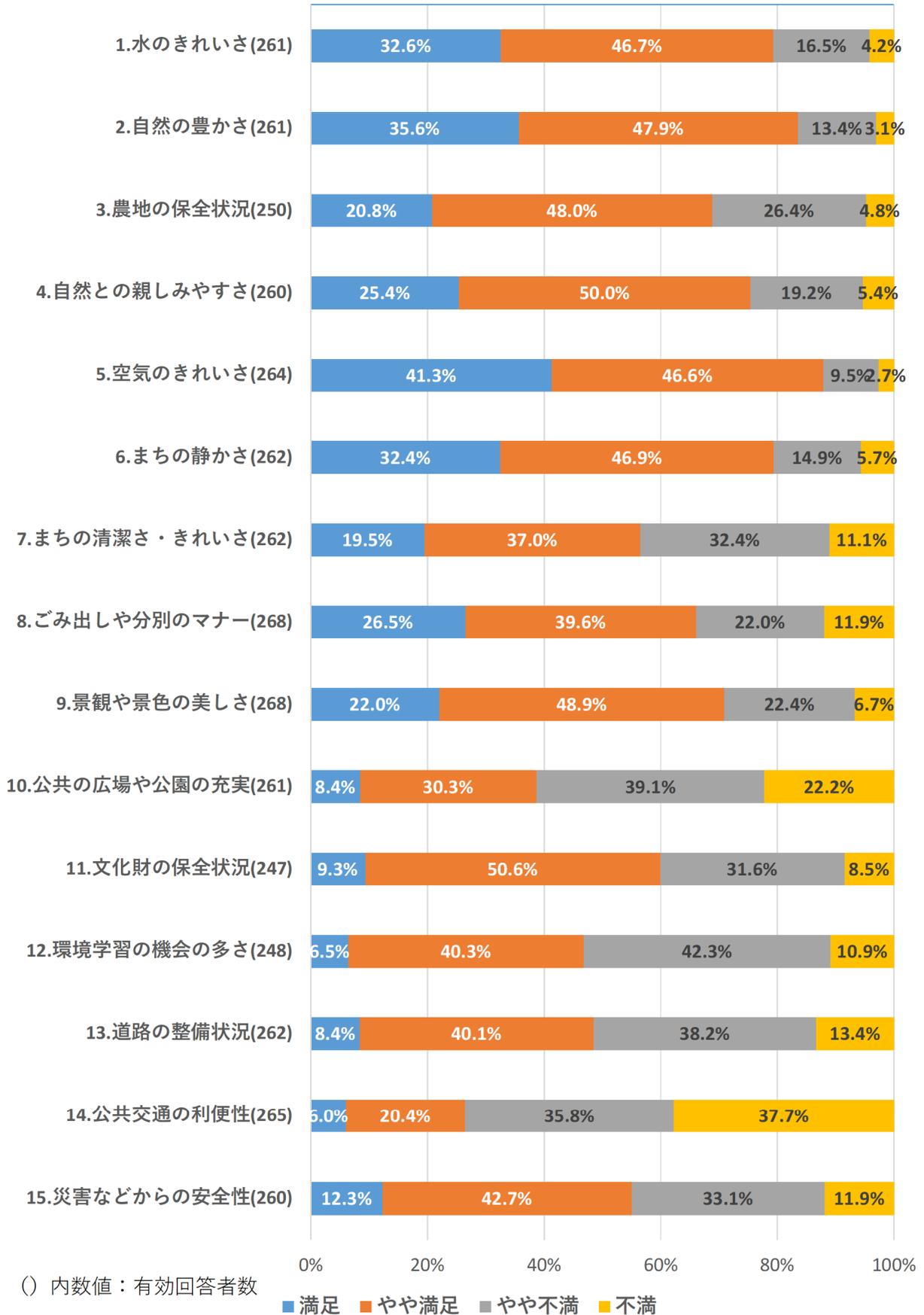
順位	満足度（「満足」 + 「やや満足」）	不満度（「やや不満」 + 「不満」）
1位	5.空気のきれいさ 87.9%	14.公共交通の利便性 73.6%
2位	2.自然の豊かさ 83.5%	10.公共の広場や公園の充実 61.3%
3位	6.まちの静かさ 79.4%	12.環境学習の機会の多さ 53.2%
4位	1.水のきれいさ 79.3%	13.道路の整備状況 51.5%
5位	4.自然との親しみやすさ 75.4%	15.災害などからの安全性 45.0%



問6(2)：周辺環境の満足度（項目別）

	有効 回答者数	1.満足		2.やや満足		3.やや不満		4.不満	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1.水のきれいさ	261	85	32.6%	122	46.7%	43	16.5%	11	4.2%
2.自然の豊かさ	261	93	35.6%	125	47.9%	35	13.4%	8	3.1%
3.農地の保全状況	250	52	20.8%	120	48.0%	66	26.4%	12	4.8%
4.自然との親しみやすさ	260	66	25.4%	130	50.0%	50	19.2%	14	5.4%
5.空気のきれいさ	264	109	41.3%	123	46.6%	25	9.5%	7	2.7%
6.まちの静かさ	262	85	32.4%	123	46.9%	39	14.9%	15	5.7%
7.まちの清潔さ・きれいさ	262	51	19.5%	97	37.0%	85	32.4%	29	11.1%
8.ごみ出しや分別のマナー	268	71	26.5%	106	39.6%	59	22.0%	32	11.9%
9.景観や景色の美しさ	268	59	22.0%	131	48.9%	60	22.4%	18	6.7%
10.公共の広場や公園の充実	261	22	8.4%	79	30.3%	102	39.1%	58	22.2%
11.文化財の保全状況	247	23	9.3%	125	50.6%	78	31.6%	21	8.5%
12.環境学習の機会の多さ	248	16	6.5%	100	40.3%	105	42.3%	27	10.9%
13.道路の整備状況	262	22	8.4%	105	40.1%	100	38.2%	35	13.4%
14.公共交通の利便性	265	16	6.0%	54	20.4%	95	35.8%	100	37.7%
15.災害などからの安全性	260	32	12.3%	111	42.7%	86	33.1%	31	11.9%

問6(2)：周辺環境の満足度（項目別）



(3) 環境保全への取り組み

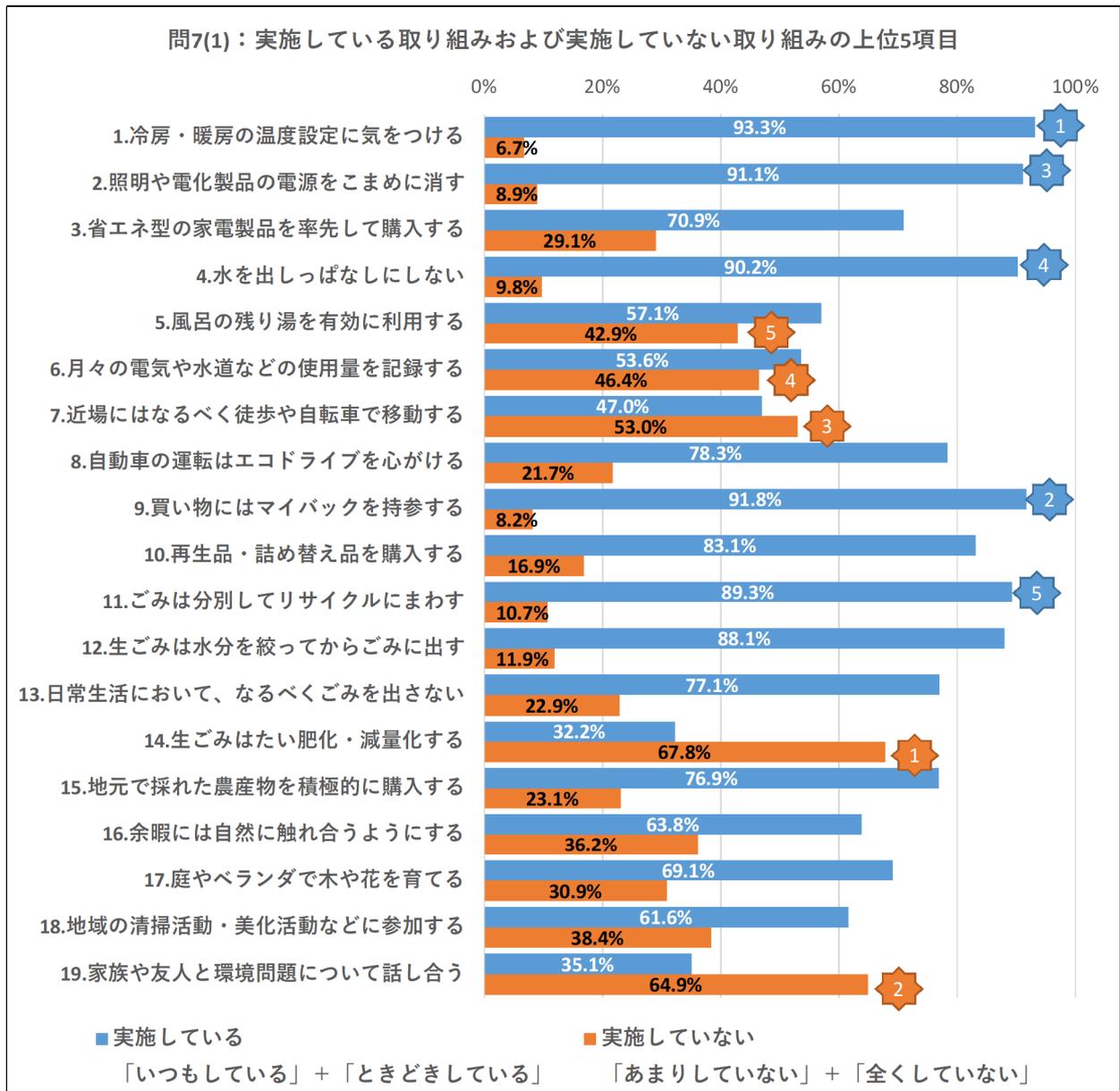
問7 より良い環境のために、日頃から自身や家庭でどのような取り組みを行っていますか。

【各項目1つだけに○】

- 全19項目のうち、16項目で「実施している」が「実施していない」を上回っており、そのうち12項目が「いつもしている」と回答している。
- 「いつもしている」と「ときどきしている」を合計すると、「冷房・暖房の温度設定に気をつける」が93.3%と最も高く、次いで「買い物にはマイバックを持参する」が91.8%、「照明や電化製品の電源をこまめに消す」が91.1%であった。
- 実践していない（「あまりしていない」と「全くしていない」の合計）割合が高かったのは、「生ごみは堆肥化・減量化する」が67.8%、「家族や友人と環境問題話し合う」が64.9%、「近場にはなるべく徒歩や自転車で移動する」が53.0%であり、半数を超えていた。

問7(1)：実施している取り組みおよび実施していない取り組みの上位5項目

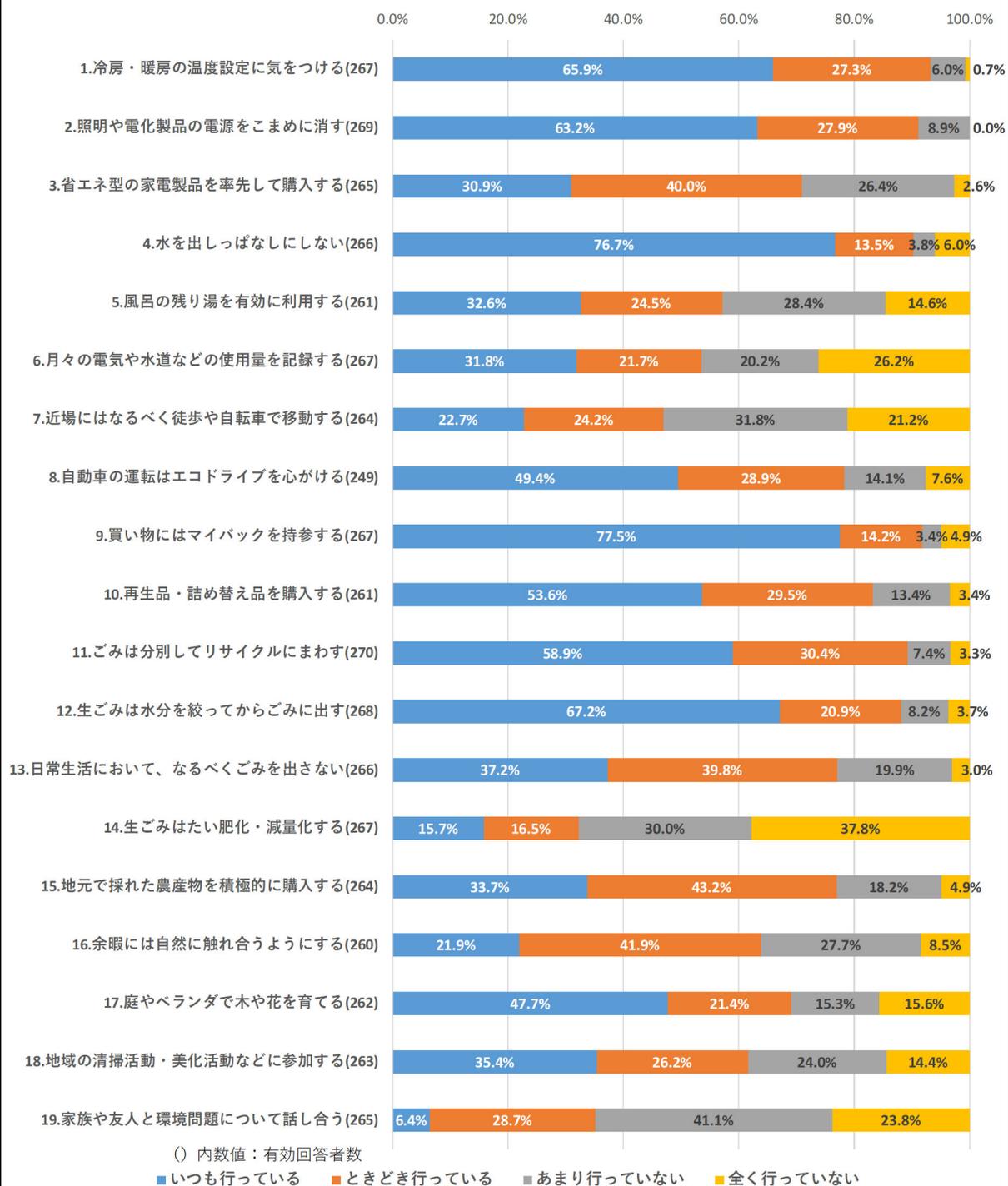
順位	実施している 「いつもしている」 + 「ときどきしている」		実施していない 「あまりしていない」 + 「全くしていない」	
	取り組み	割合	取り組み	割合
1位	1.冷房・暖房の温度設定に気をつける	93.3%	14.生ごみはたい肥化・減量化する	67.8%
2位	9.買い物にはマイバックを持参する	91.8%	19.家族や友人と環境問題について話し合う	64.9%
3位	2.照明や電化製品の電源をこまめに消す	91.1%	7.近場にはなるべく徒歩や自転車で移動する	53.0%
4位	4.水を出しっぱなしにしない	90.2%	6.月々の電気や水道などの使用量を記録する	46.4%
5位	11.ごみは分別してリサイクルにまわす	89.3%	5.風呂の残り湯を有効に利用する	42.9%



問7(2)：環境保全への取り組み

	有効 回答者数	1.いつも行っている		2.ときどき行っている		3.あまり行っていない		4.全く行っていない	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1.冷房・暖房の温度設定 に気をつける	267	176	65.9%	73	27.3%	16	6.0%	2	0.7%
2.照明や電化製品の 電源をこまめに消す	269	170	63.2%	75	27.9%	24	8.9%	0	0.0%
3.省エネ型の家電製品 を率先して購入する	265	82	30.9%	106	40.0%	70	26.4%	7	2.6%
4.水を出しっぱなしに しない	266	204	76.7%	36	13.5%	10	3.8%	16	6.0%
5.風呂の残り湯を 有効に利用する	261	85	32.6%	64	24.5%	74	28.4%	38	14.6%
6.月々の電気や水道など の使用量を記録する	267	85	31.8%	58	21.7%	54	20.2%	70	26.2%
7.近場にはなるべく徒歩 や自転車で移動する	264	60	22.7%	64	24.2%	84	31.8%	56	21.2%
8.自動車の運転はエコ ドライブを心がける	249	123	49.4%	72	28.9%	35	14.1%	19	7.6%
9.買い物にはマイバック を持参する	267	207	77.5%	38	14.2%	9	3.4%	13	4.9%
10.再生品・詰め替え品 を購入する	261	140	53.6%	77	29.5%	35	13.4%	9	3.4%
11.ごみは分別して リサイクルにまわす	270	159	58.9%	82	30.4%	20	7.4%	9	3.3%
12.生ごみは水分を 絞ってからごみに出す	268	180	67.2%	56	20.9%	22	8.2%	10	3.7%
13.日常生活において、な るべくごみを出さない	266	99	37.2%	106	39.8%	53	19.9%	8	3.0%
14.生ごみはたい肥化・ 減量化する	267	42	15.7%	44	16.5%	80	30.0%	101	37.8%
15.地元で採れた農産物 を積極的に購入する	264	89	33.7%	114	43.2%	48	18.2%	13	4.9%
16.余暇には自然に 触れ合うようにする	260	57	21.9%	109	41.9%	72	27.7%	22	8.5%
17.庭やベランダで 木や花を育てる	262	125	47.7%	56	21.4%	40	15.3%	41	15.6%
18.地域の清掃活動・美化 活動などに参加する	263	93	35.4%	69	26.2%	63	24.0%	38	14.4%
19.家族や友人と環境 問題について話し合う	265	17	6.4%	76	28.7%	109	41.1%	63	23.8%

問7(2)：環境保全への取り組み



(4) 環境に関する活動への参加

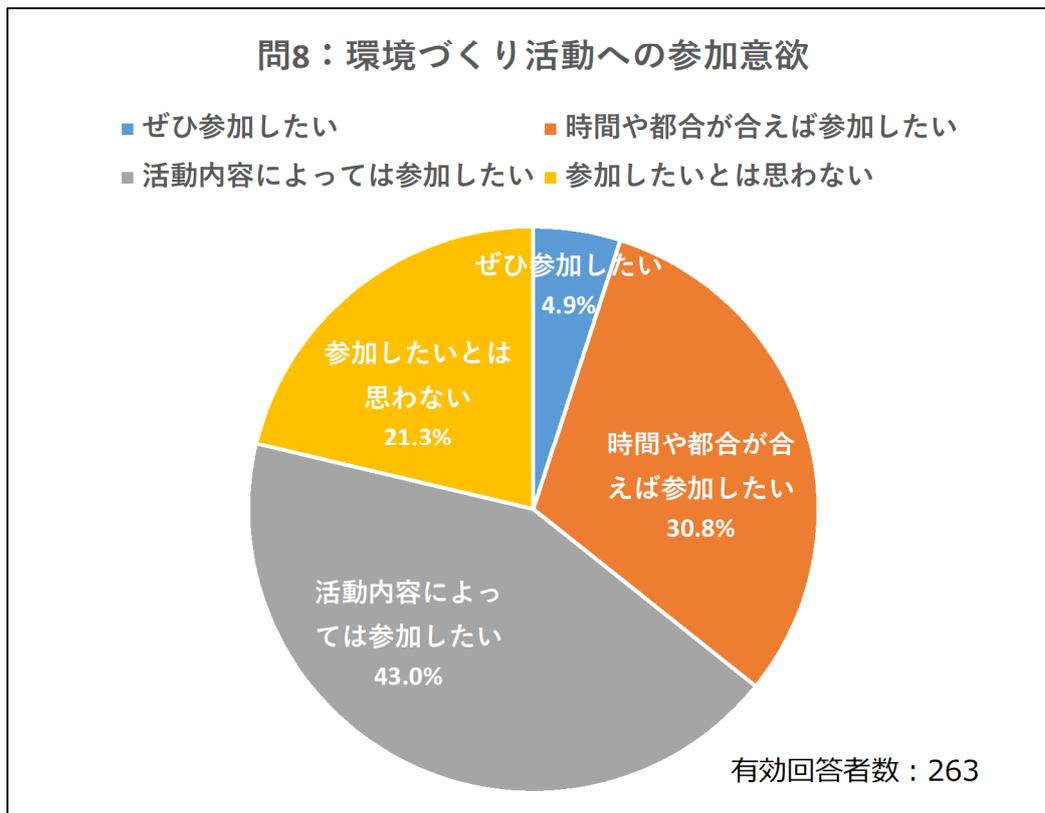
問8 町民の自主的な環境づくりに参加したいと思いますか。

【1つだけに○】

- 参加したいと思う（「1」～「3」と答えた）町民は 78.7%、参加したいと思わない町民は 21.3%とであり、約 8 割の町民が自主的な環境づくりに参加したいと思っている結果となった。
- 参加する条件としては、時間や都合よりも活動内容の方が重要であった。
- 参加したいと思わない理由としては、「体や体調が悪い」、「高齢」、「忙しく時間がない」といった意見が多くあげられた。

問8：環境づくり活動への参加意欲

	回答数	構成比	
1.ぜひ参加したい	13	4.9%	78.7%
2.時間や都合が合えば参加したい	81	30.8%	
3.活動内容によっては参加したい	113	43.0%	
4.参加したいとは思わない	56	21.3%	21.3%
有効回答者数	263		



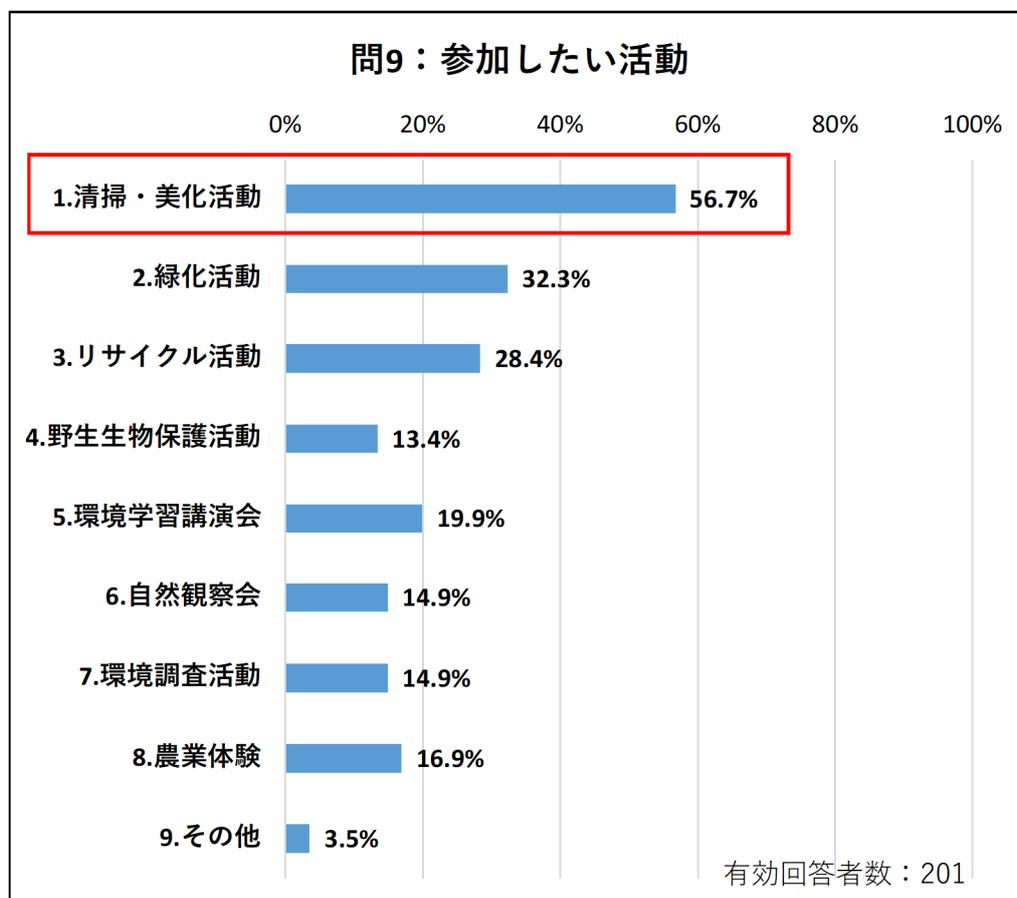
問9 「問8」で「1」～「3」と答えた方へおたずねします。どのような活動に参加したいと思いますか。

【当てはまるものすべてに○】

- 「清掃・美化活動」が56.7%と最も高く、次いで、「緑化活動」が32.3%、「リサイクル活動」が28.4%であった。
- 「その他」としては、「地球温暖化対策」、「荒廃竹林整備」などの意見があげられた。

問9：参加したい活動

	回答数	回答率
1.清掃・美化活動	114	56.7%
2.緑化活動	65	32.3%
3.リサイクル活動	57	28.4%
4.野生生物保護活動	27	13.4%
5.環境学習講演会	40	19.9%
6.自然観察会	30	14.9%
7.環境調査活動	30	14.9%
8.農業体験	34	16.9%
9.その他	7	3.5%
有効回答者数	201	



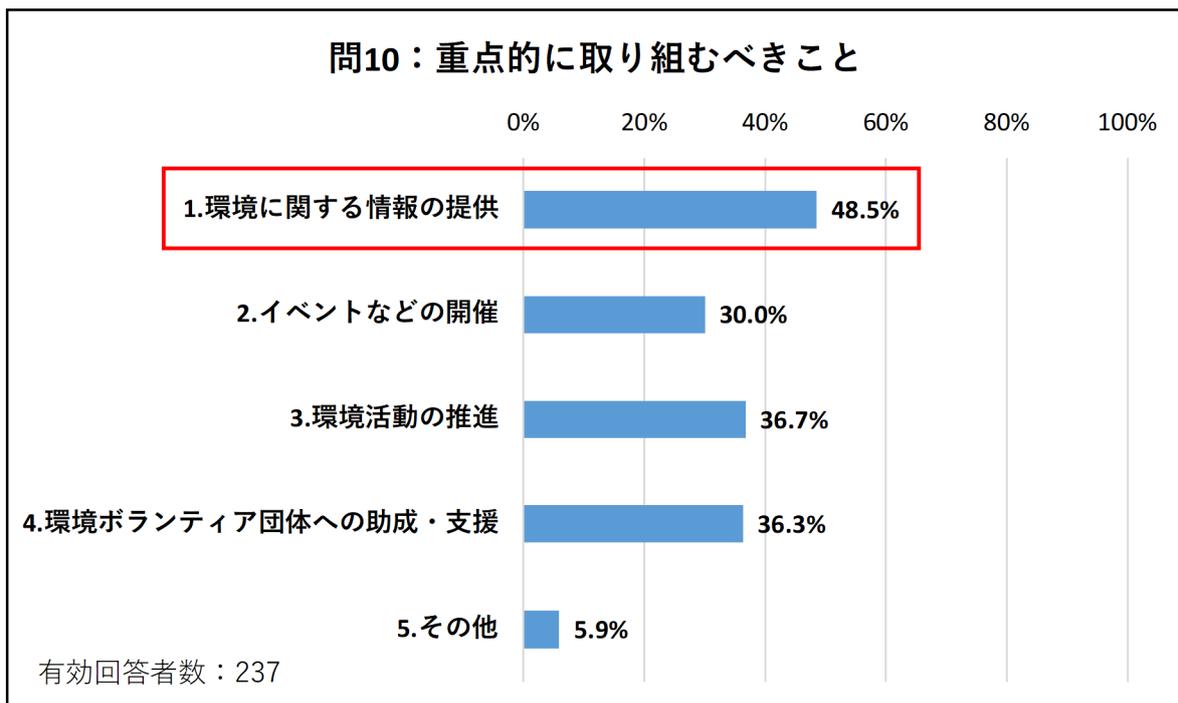
問 10 川崎町の環境づくりに町民が参画するために、町が重点的に取り組むべきことは何だと思えますか。

【2つまで○】

- 「その他」を除くすべての項目で 3 割以上の回答があり、「環境に関する情報の提供」が 48.5%と最も高く、約半数となっていた。
- 「その他」としては、「環境美化活動」、「道路や河川の管理・整備」、「環境教育」などに関する意見が複数あげられた。

問10：重点的に取り組むべきこと

	回答数	回答率
1.環境に関する情報の提供	115	48.5%
2.イベントなどの開催	71	30.0%
3.環境活動の推進	87	36.7%
4.環境ボランティア団体への助成・支援	86	36.3%
5.その他	14	5.9%
有効回答者数	237	



(5) 川崎町の環境行政

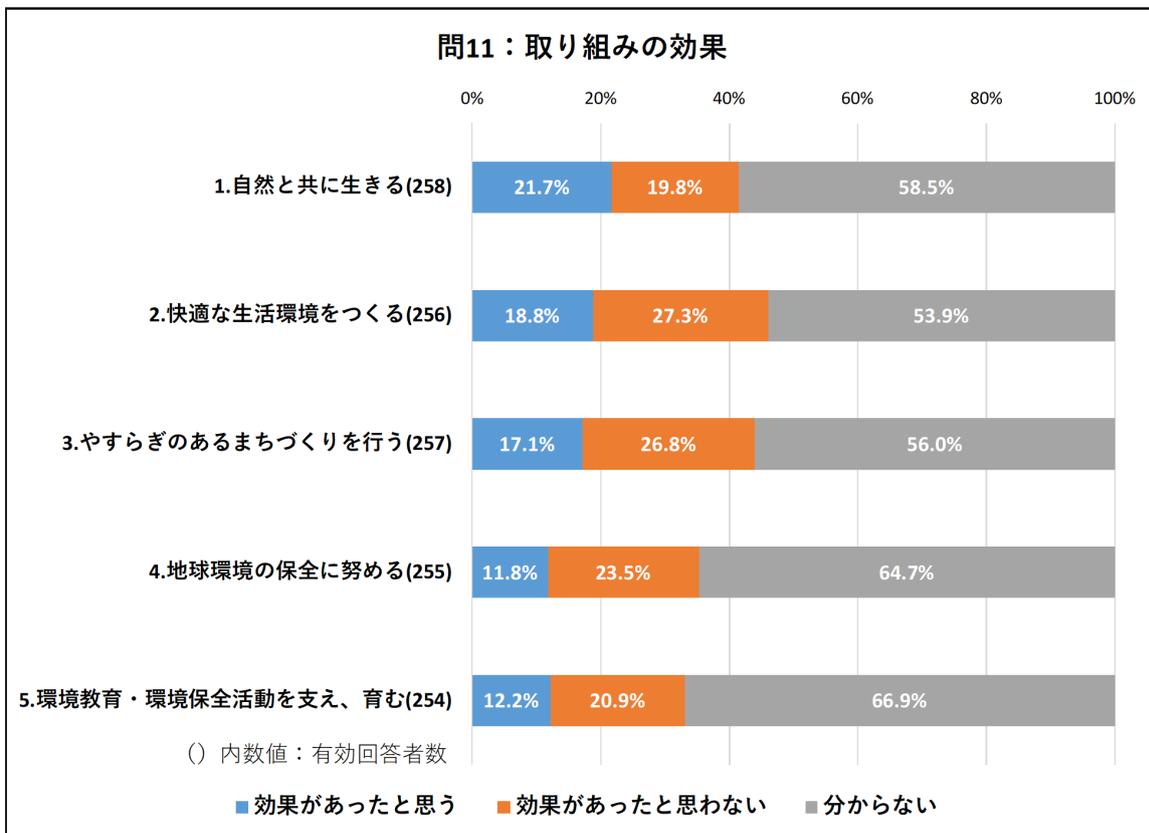
問 11 川崎町では川崎町環境基本計画に基づき、以下の取り組みを行ってきました。それぞれの取り組みについて、現在の川崎町の環境を考えたときに、「効果があった」と思いますか。

【各項目 1 つだけに○】

- すべての項目で「わからない」と回答した割合が 5 割を超えていた。
- 「効果があったと思う」と回答した割合が最も高かったのは「自然と共に生きる」で 21.7%、「効果があったとは思わない」と回答した割合が最も高かったのは「快適な生活環境をつくる」で 27.3%であった。

問11：取り組みの効果

	有効 回答者数	効果があったと思う		効果があったと 思わない		分からない	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1.自然と共に生きる	258	56	21.7%	51	19.8%	151	58.5%
2.快適な生活環境をつくる	256	48	18.8%	70	27.3%	138	53.9%
3.やすらぎのあるまちづくりを行う	257	44	17.1%	69	26.8%	144	56.0%
4.地球環境の保全に努める	255	30	11.8%	60	23.5%	165	64.7%
5.環境教育・環境保全活動を 支え、育む	254	31	12.2%	53	20.9%	170	66.9%



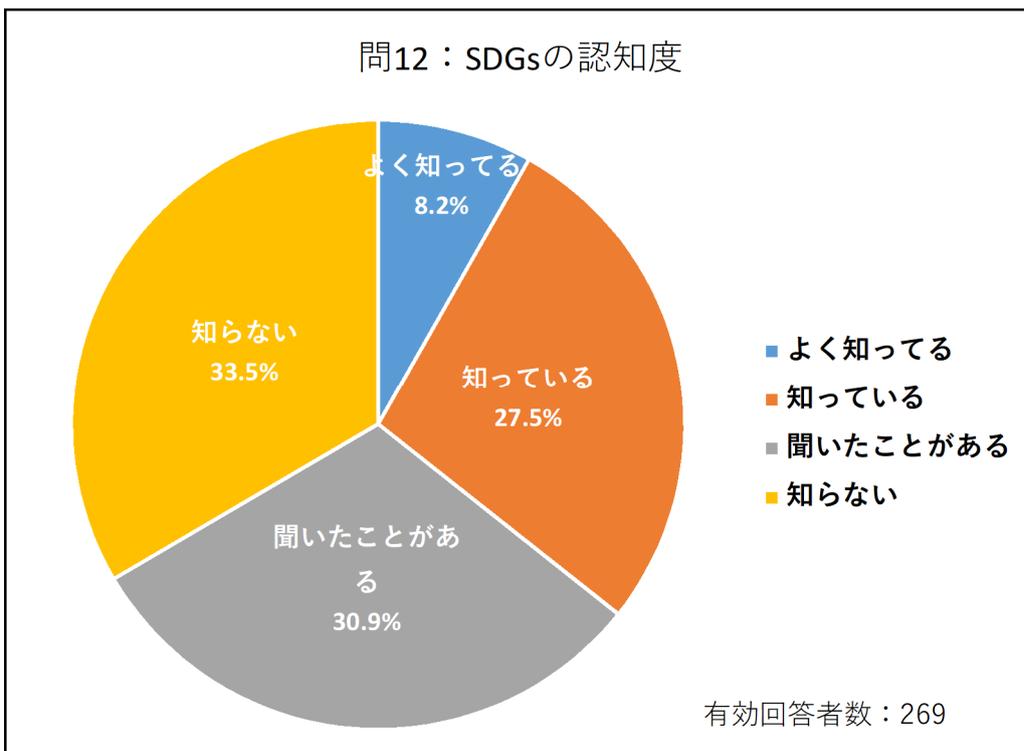
問12 あなたは「SDGs（エスディージーズ）」という言葉やその内容知っていますか。

【1つだけに○】

- SDGsを知っている（「よく知っている」と「知っている」の合計）割合は35.7%であり、3割以上の町民がSDGsを知っている結果となった。
- 一方で、「知らない」と回答した割合は33.5%であり、「知っている」割合と同程度であった。

問12：SDGsの認知度

	回答数	構成比	
1.よく知ってる	22	8.2%	35.7%
2.知っている	74	27.5%	
3.聞いたことがある	83	30.9%	30.9%
4.知らない	90	33.5%	33.5%
有効回答者数	269		



【参考】SDGs（エスディージーズ）とは

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称で、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことで、

生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



問 13 「SDGs（エスディージーズ）」で示されている17分野の目標うち、環境に関係する目標は以下の12分野があります。

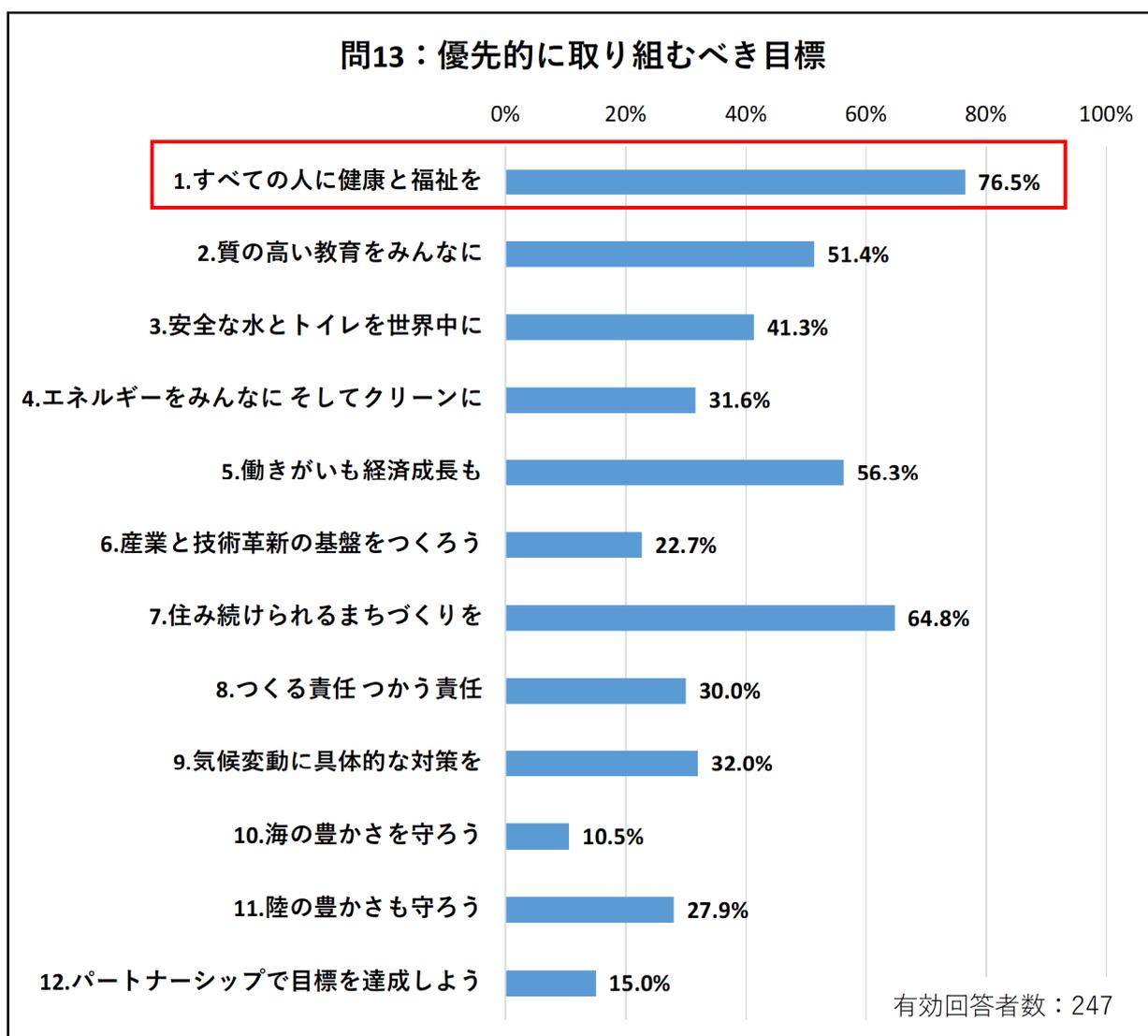
この中であなたが川崎町で優先的に取り組むべきと思うものはどれですか。

【当てはまるものすべてに○】

- 「すべての人に健康と福祉を」が76.5%と最も高く、次いで、「住み続けられるまちづくりを」が64.8%、「働きがいも経済成長も」が56.3%であり、町民の生活に直結するような項目が高くなっていました。
- 回答率が低かったのは「海の豊かさを守ろう」が10.5%、「パートナーシップで目標を達成しよう」が15.0%であった。

問13：優先的に取り組むべき目標

	回答数	回答率
1.すべての人に健康と福祉を	189	76.5%
2.質の高い教育をみんなに	127	51.4%
3.安全な水とトイレを世界中に	102	41.3%
4.エネルギーをみんなにそしてクリーンに	78	31.6%
5.働きがいも経済成長も	139	56.3%
6.産業と技術革新の基盤をつくろう	56	22.7%
7.住み続けられるまちづくりを	160	64.8%
8.つくる責任 つかう責任	74	30.0%
9.気候変動に具体的な対策を	79	32.0%
10.海の豊かさを守ろう	26	10.5%
11.陸の豊かさを守ろう	69	27.9%
12.パートナーシップで目標を達成しよう	37	15.0%
有効回答者数	247	



問 14 現在、あなたが思う将来目指すべきと考える川崎町の環境のあり方は何だと思いますか。

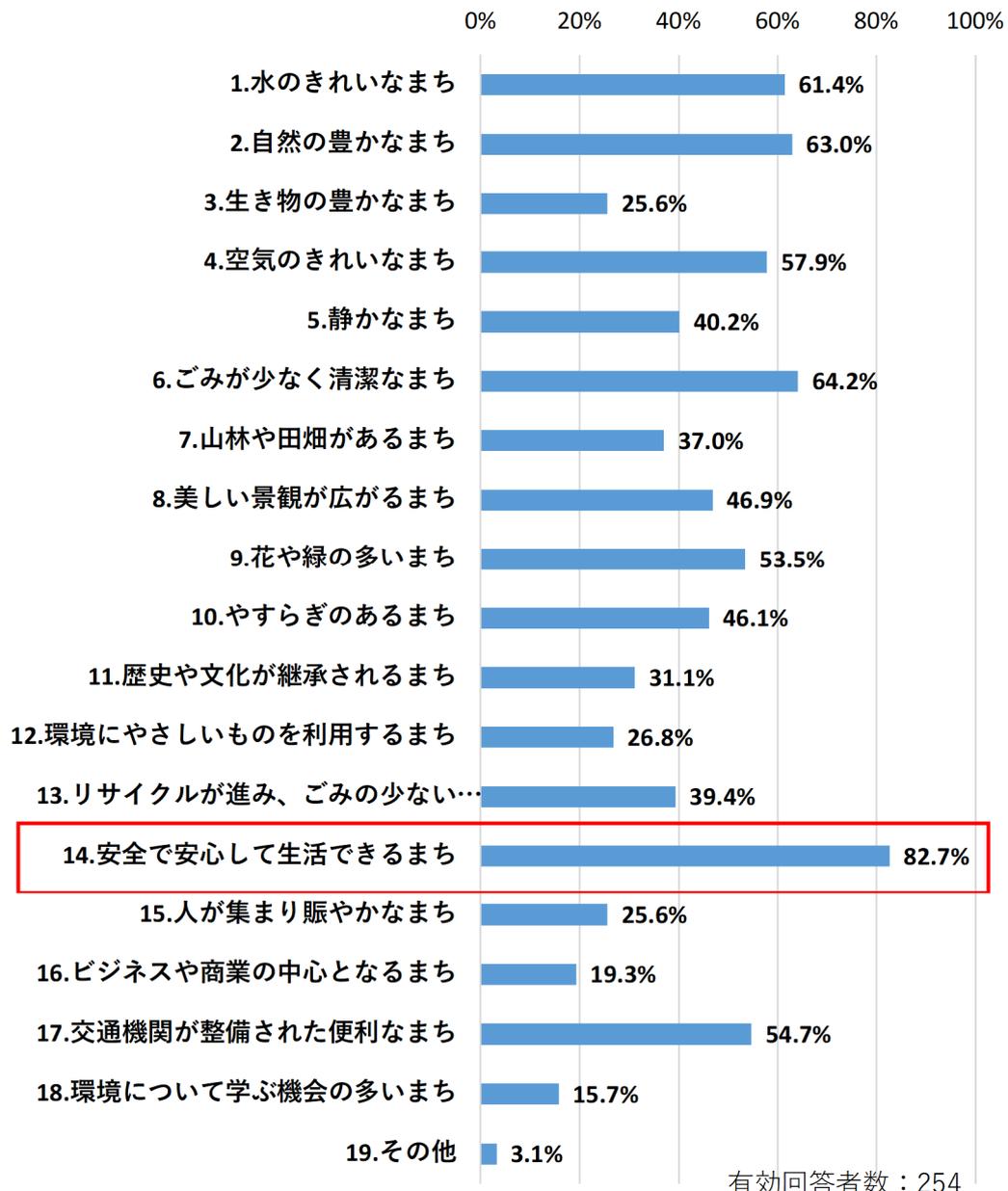
【当てはまるものすべてに○】

- 「安全で安心して生活できるまち」が82.7%と最も高く、多くの町民がまちの安全性を強く望んでいる結果となった。
- 次いで、「ごみが少なく清潔なまち」が64.2%、「自然の豊かなまち」が63.0%、「水のきれいなまち」が61.4%であり、6割を超えていた。

問14：将来目指すべき環境のありかた

	回答数	回答率
1.水のきれいなまち	156	61.4%
2.自然の豊かなまち	160	63.0%
3.生き物の豊かなまち	65	25.6%
4.空気のきれいなまち	147	57.9%
5.静かなまち	102	40.2%
6.ごみが少なく清潔なまち	163	64.2%
7.山林や田畑があるまち	94	37.0%
8.美しい景観が広がるまち	119	46.9%
9.花や緑の多いまち	136	53.5%
10.やすらぎのあるまち	117	46.1%
11.歴史や文化が継承されるまち	79	31.1%
12.環境にやさしいものを利用するまち	68	26.8%
13.リサイクルが進み、ごみの少ないまち	100	39.4%
14.安全で安心して生活できるまち	210	82.7%
15.人が集まり賑やかなまち	65	25.6%
16.ビジネスや商業の中心となるまち	49	19.3%
17.交通機関が整備された便利なまち	139	54.7%
18.環境について学ぶ機会の多いまち	40	15.7%
19.その他	8	3.1%
有効回答者数	254	

問14：将来目指すべき環境のありかた



5 用語集

【あ行】

一般環境大気測定局

一般環境大気測定局は、大気汚染防止法第 22 条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局で、全国に設置されている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィスなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

一般廃棄物処理事業実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の市町村等に対して調査を行い、ごみ・し尿の排出処理状況、事業経費・人員、処理施設の整備状況等について取りまとめたもの。

温室効果ガス

地球の大気に含まれている二酸化炭素、メタン、オゾン、一酸化二窒素、フロンガスなどの気体の総称で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことである。人間活動によって増加した二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスである。石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出される。メタンは、湿地や池、水田で枯れた植物が分解時や天然ガスを採掘時に発生する。

【か行】

外来種

外来生物とは、もともとその地域に生息しておらず、人間活動により自然分布域（その生物が本来もっている能力で移動できる範囲に定まる地域）を越えて入ってきた生物のことを指す。

外来生物法

侵略的外来種に対応するため、平成 17 年に「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」が施行された。この法律では、外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体として差し引きゼロにする取組のこと。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための設備、施設のこと。これに対し、し尿だけを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境基準

「環境基本法」で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」であると定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境教育

環境や環境問題、環境保護に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことである。

環境負荷

環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものを含む。「環境基本法」では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」という。ISO14001、エコアクション 21 などがある。

グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。平成 13 年 4 月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受け、光化学反応をおこして生成するオゾン、アセトアルデヒドなどの総称である。大気中でスモッグを形成するので、この現象を光化学スモッグという。

【さ行】

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、温度差等が挙げられる。

在来種

もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団。外来種の侵入に伴い生態系への影響や遺伝子の攪乱などの問題が生じている。

里山

奥山地域と都市地域の間中に位置し、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産など、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であった。集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。多様な動植物の生息・生育環境となっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

自治体排出カルテ

全地方公共団体を対象に、環境省の標準的手法に基づくCO₂排出量推計データ及び特定事業所の排出量データから地方公共団体の排出特性を把握し、的確な施策を行うための補助資料となる。

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活において資源やエネルギーを効率的に利用すること。

侵略的外来種

外来種の中でも、生態系、農林水産業、人の生活や身体等に被害を与える外来種のこと。

生物多様性

生物に関する多様性を示す概念で、生態系、生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。生態系の多様性、種多様性、遺伝的多様性から構成される。

ゼロカーボンシティ

環境省が推進する温室効果ガス削減に向けた取り組みの一つで、2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とするとして公表した地方自治体のことをいう。

【た行】

地産地消

地域で採れた農産物を地域の人たちが消費すること。地産地消の推進により、生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め、消費者ニーズに応えた生産や農業への理解を促進することが期待される。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナ PCB）の3種類の総称で、「人間が作り出した最強・最悪の毒物」ともいわれ、催奇形性・発がん性のほか、免疫異常、内臓障害を起こす。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

太陽光発電

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。再生可能エネルギーである太陽エネルギーの利用方法の1つである。

脱炭素社会

地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素の排出がない、あるいは排出した二酸化炭素を何らかの方法で除去することにより、実質的な排出ゼロを実現した社会のこと。2050（令和32）年に向け、脱炭素社会を目指す国や地域、事業者などが増えている。

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスの濃度が増加し、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止への国際的な動きや「気候変動枠組条約」を踏まえ、これを推進するための国内法で環境省が主管する。

低公害車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車であり、電気自動車や天然ガス自動車などがある。

特定外来生物

過去、現在の分布域から、人為的に域外に導入されて、そこで野生化した動物・植物をはじめ、すべての生物（外来生物）のうち、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのある生物のこと。

土壌汚染対策法

土壌汚染の可能性が高い土地について、一定の機会を捉えて土壌の調査を実施すること、そして、その結果、土壌汚染が判明した場合には、適切な管理や措置を講じること等を定めている法律。土壌汚染対策法に基づく土壌調査の結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないときは、健康被害のおそれの有無により「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定し、公示する。

【な行】

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質。主要な大気汚染物質のひとつであり、NO_xとともに酸性雨の原因物質である。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質である。

【は行】

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する直径 2.5 マイクロメートル以下のもの、自動車の排ガスや工場の煙など様々な発生源がある。非常に小さい粒子のため、肺の奥まで入り込みやすく、人の健康への影響が懸念されている。

福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021

福岡県において特に対策の優先度が高いと評価された重点対策外来種 20 種を対象に、生態的特徴や類似種との識別点、防除効果が高いとされている防除手法などをまとめたマニュアル。

福岡県レッドデータブック

福岡県内を対象とし、絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記述したもの。

ヒートポンプ式

少ない投入エネルギーで、空気中などから熱を集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術。使ったエネルギー以上の熱エネルギーを得ることができ、CO₂ 排出量も大幅に削減できる。

不法投棄

家電製品などのごみが、山林や河川敷など、定められた場所以外に廃棄されること。

【ま行】

マイバック

消費者が買い物の際に持参する買い物袋などのこと。レジ袋を辞退することにより、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながることから、身近な環境活動の象徴的な運動として定着している。

【や行】

野外焼却 (野焼き)

廃棄物を地面、地面に穴を掘る、ドラム缶、ブロック積、不適合焼却炉などで野外で焼却することをいう。2001 年 4 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、廃棄物処理基準や政令などによらないすべての廃棄物の野外焼却が原則として禁止された。野焼きは一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼

く作業をいうが、これも原則禁止されている。

【英数字】

4R

次の 4 つの英語の頭文字「R」をとった、ごみを減らす取組のこと。4 つの「R」には優先順位があり、これらの取組を優先度順に行うことで「ごみ減量」の効果が高くなる。「1.Refuse (リフューズ) : 買わない・断る」、「2.Reduce (リデュース) : 減らす」、「3.Reuse (リユース) : 繰り返し使う」、「4.Recycle (リサイクル) : 資源として再生利用する」

BOD75%値

BOD(Biochemical Oxygen Demand)とは生物化学的酸素要求量で、水中の有機物を酸化分解するために微生物が必要とする酸素量をいい、水質汚染度合いを示す指標の 1 つである。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを表す。年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75%水質値としている。なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合はこの 75%値を用いる。

COD

COD(Chemical Oxygen Demand)とは化学的酸素要求量のこと。水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

COP21

COP(Conference Of Parties)とは国連気候変動枠組み条約締約国による地球温暖化の対策を講じるための会議である。COP21 はフランス・パリで開かれた 21 回目の会議で、2020 年以降の地球温暖化対策としてパリ協定が採択された。

LED 照明

電気を通すことで光を放つ半導体のことを指す。発光ダイオードともいう。同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は半分となる。

ISO14001

国際標準化機構(ISO)が定めた環境マネジメントシステムの公式認証基準を規定した国際規格。環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れることで、環境に配慮した経営を自主的に行っていることの証明となる。

SNS

Facebook (フェイスブック) や Twitter (ツイッター)、LINE(ライン)、Instagram (インスタグラム) などの個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。



第2次川崎町環境基本計画

人と環境、歴史と自然、現在と未来をつなぐまち かわさき

令和5年度～令和14年度
(2023) (2032)

発行日 令和5年3月発行
発行者 福岡県川崎町
〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の2
<https://www.town-kawasaki.com/>

編集 川崎町 住宅環境課 環境保全係
TEL：0947-72-3000 FAX：0947-72-3088

